

国の制度及び予算に関する 提案・要望書



第33回全国都市緑化よこはまフェア H29.3.25～6.4

平成29年6月
横浜市



横浜市政の推進にあたり、日頃から御理解、御高配をいただき、深く感謝申し上げます。

横浜市をはじめ日本の大都市は、急速な少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、自然災害の頻発・甚大化、インフラの老朽化など、高度化・複雑化した課題に直面しています。これらの課題を克服し、真の地方創生、一億総活躍社会を実現していくためには、国と地方が一体となって取り組む必要があります。

こうした認識のもと、横浜市は、平成 29 年度を最終年度とする「横浜市中期 4 か年計画」に基づき、4 か年の基本政策の目標達成に向けて取り組んでいます。あわせて、2025 年を見据えた「未来のまちづくり戦略」を掲げ、これらの課題の解決と市民生活の向上に資する施策、必要な投資を、積極的に行っていきます。

このたび、「地方分権改革の推進」をはじめ、「女性活躍の取組の推進」、「待機児童対策の更なる推進」、「子どもの貧困対策の推進」など、基礎自治体としての現場に根ざした提案・要望を、取りまとめました。「大規模災害対応の推進」や地域医療の仕組みづくり、一層のまちづくりと国際競争力強化など、次世代を見据えた、持続可能な成長に寄与する提案・要望も挙げています。

横浜市は今後、「ラグビーワールドカップ 2019™」、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」と、世界から注目が集まる 2 年間を控えています。日本を代表する国際都市として、また、日本最大の基礎自治体として、国や他の地方自治体と連携して、日本の社会・経済の成長をけん引する役割を果たしていく決意です。関係府省におかれましては、この提案・要望に対し特段の御配慮をくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

平成 29 年 6 月

横浜市長 林 文子



提案・要望事項

国際開発金融機関の活用による海外インフラビジネスの一層の推進	1
第7回アフリカ開発会議の横浜開催	3
大規模災害対応の推進	5
女性活躍の取組の推進	7
地方分権改革の推進	9
「特別自治市」の早期実現	11
市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援	13
待機児童対策の更なる推進	15
消費者行政の強化充実	17
ラグビーワールドカップ2019™の競技開催への支援	19
小学校の児童支援を専任する教員の定数化	21
地域で外国人材が活躍するための支援	23
国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進	27
放課後児童健全育成事業の充実	29
生活保護の適正化の推進	31
子どもの医療費助成の充実に向けた環境整備	33
障害児者相談支援に係る制度の充実	35
国民健康保険に係る国庫負担金減額調整措置の見直し	37
特別養護老人ホーム待機者解消に向けた取組の推進	39
地域包括ケアシステム構築に向けた介護人材確保の取組の推進	41
地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療提供体制の整備と充実	43
2025年に向けた医療機能の確保	45
廃棄物発電での余剰電力売却に係る制度の充実	47
超小型モビリティの実用化及びワンウェイ型カーシェアリングの規制緩和の推進	49
公共施設の老朽化対策の推進	51
国及び国の関係機関の公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大	55
アジアにおけるM I C E 分野の国際競争力強化	57
緑の総量の維持・向上に向けた一層の制度拡充	59
旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の招致検討への協力	61
国際競争力及び防災力の強化に向けた幹線道路整備等の推進	63
道路施設の老朽化・地震対策、交通安全対策及び踏切安全対策の推進	65
鉄道整備事業の推進	67
横浜港の国際競争力強化及びクルーズ拠点形成等に向けた重点的な施策展開	71
【巻末】提案・要望事項 府省別一覧	75

国際開発金融機関の活用による海外インフラビジネスの一層の推進（内閣官房、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省）

日本政府がアジア開発銀行、世界銀行等に設置している信託基金等の効果的活用による、新興国諸都市におけるインフラビジネス展開支援

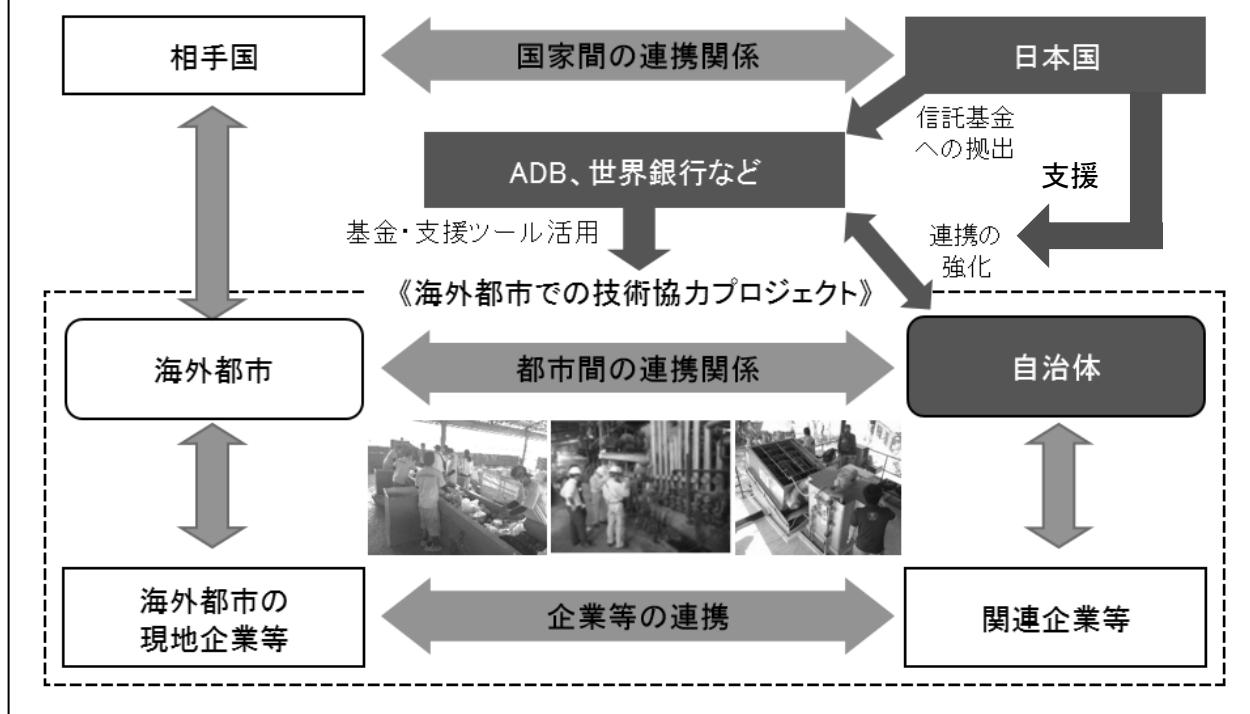
【提案の背景・必要性】

- ・ 横浜市は、これまでにセブ、ダナン、バンコク、バタムの4都市と技術協力に関する覚書を締結し、新興国諸都市の都市課題の解決を支援するとともに、市内企業の海外インフラビジネスを支援してきました。平成29年には、公民連携による海外インフラビジネス展開に向けたプラットフォーム「Y-PORTセンター」の機能を強化し、都市づくりにおける計画段階からビジネス化に至るまで一貫した支援を行い、市内企業のビジネス化の一層の進展を目指しています。
- ・ 具体的な取組にあたっては、国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）との連携・協調のほか、26年にはアジア開発銀行（ADB）、28年には世界銀行との連携を開始し、横浜市の都市づくりに関するノウハウや技術を新興国諸都市に共有していくとともに、市内企業が有する技術の紹介・活用を進めています。特にADBは、横浜で年次総会が開催されたことを契機に、更なる連携強化を図っています。
- ・ 現在、日本政府においては、「質の高いインフラ投資」の実現や気候変動対策として、インフラ開発、高度技術の導入促進、二国間クレジット制度の推進等に向けて国際開発金融機関が設立した信託基金に資金を拠出しており、ADB及び世界銀行はこの基金等を活用し、官民パートナーシップ等の案件組成に向けた準備資金や相手国・民間企業への支援ツールを設置しています。こうした国際開発金融機関の資金や支援ツールの活用により、企業のインフラビジネス展開の促進が期待されます。

【提案内容の説明】

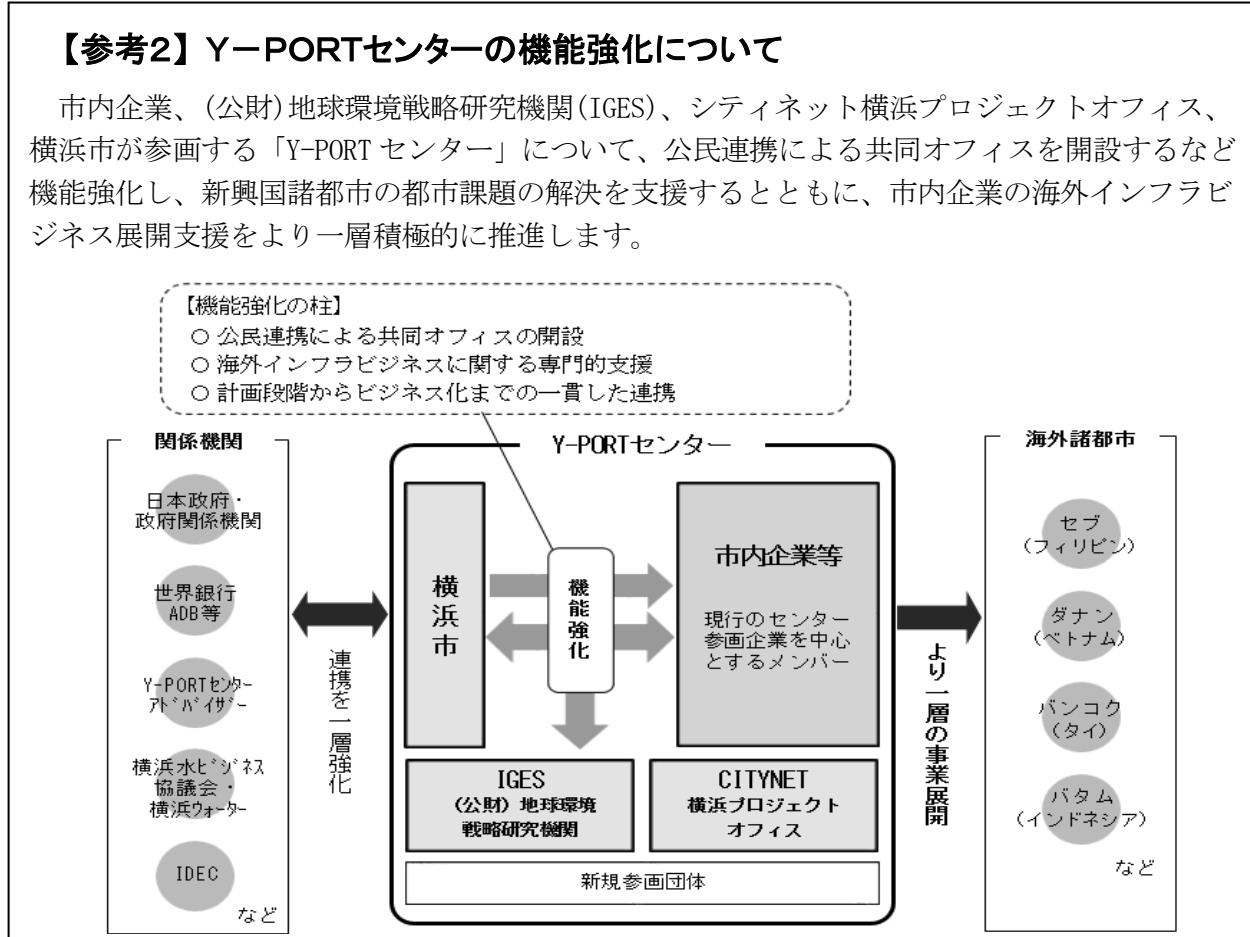
- ・ 海外インフラビジネスの一層の推進に向け、都市レベルでの国際技術協力を進めている自治体に対する、政府による支援強化を提案します。

【参考1】国際開発金融機関の活用による海外インフラビジネス展開(イメージ)



【参考2】Y-PORTセンターの機能強化について

市内企業、(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)、シティネット横浜プロジェクトオフィス、横浜市が参画する「Y-PORTセンター」について、公民連携による共同オフィスを開設するなど機能強化し、新興国諸都市の都市課題の解決を支援するとともに、市内企業の海外インフラビジネス展開支援をより一層積極的に推進します。



提案の担当／国際局国際協力部国際技術協力担当課長 野上 和義 Tel 045-671-4706

第7回アフリカ開発会議の横浜開催（内閣官房、外務省）

平成31年に日本で行われる「第7回アフリカ開発会議（TICADⅦ）」の横浜開催

【提案の背景・必要性】

- ・ 横浜市は、過去2回のアフリカ開発会議（TICAD）の開催地として、充実した会議・宿泊施設等、グローバルMICE都市としての横浜の強みを生かし、また、関係機関との緊密な連携のもと、安全かつ円滑な会議開催を支援し、会議成功に貢献しました。
- ・ さらに、横浜市は、会議開催を契機にアフリカ各国の大使館や市民・企業の皆様とともに「一校一国運動」やビジネスセミナーなどの取組を実施し、アフリカとの交流・協力・ビジネスを進め、日本で「アフリカに一番近い都市」になりました。
- ・ 第6回アフリカ開発会議では、アフリカ各国の皆様から、会議開催実績及びアフリカとの交流・協力の実績に高い評価をいただき、インフラ整備や廃棄物処理分野の技術協力、女性の活躍支援など幅広い分野で、一層の期待が示されました。
- ・ 横浜の地で再びアフリカ開発会議が開催されることは、アフリカと日本との結びつきを更に強固に発展していく上で、非常に大きな意義があります。
- ・ 29年2月に横浜市会、3月には神奈川県議会において、第7回アフリカ開発会議の横浜誘致を求める決議が可決され、5月には神奈川県選出国会議員を中心とする「第7回アフリカ開発会議横浜誘致議員連盟」と、横浜市、横浜市会、神奈川県、神奈川県議会、市内経済界による「第7回アフリカ開発会議横浜誘致推進協議会」が設立され、市内全体での横浜開催への機運が高まっています。

【提案内容の説明】

- ・ 横浜がもつ高い会議開催支援能力、過去2回のアフリカ開発会議開催経験、また、アフリカとの固い絆を土台として、第7回会議の横浜開催を提案します。
- ・ 横浜は、市民、企業、日本アフリカ友好横浜市会議員連盟をはじめとする関係機関と緊密に連携し、オール横浜での心温まるおもてなし・ホスピタリティで、第7回会議の成功に貢献します。

■グローバル MICE 都市横浜

- 会議施設、ホテル、レストラン、ショッピングモール、観光施設が全て徒歩圏内にコンパクトにまとまる。
- パシフィコ横浜は、会場別コンベンション参加者総数が、2002年より14年連続全国第1位（日本政府観光局「国際会議統計」より）。
- 2回のアフリカ開発会議のほか、APEC首脳会議（2010年11月）など大型国際会議の開催経験。
- 国内最大となる2,400室のホテルの開業が予定（2019年）。



■過去2回のアフリカ開発会議

	第4回会議	第5回会議
日 時	平成20年5月28日～30日	平成25年6月1日～3日
場 所	パシフィコ横浜	パシフィコ横浜
参加者	アフリカ51か国の代表（元首・首脳級41名）、その他欧米アジア諸国、国際機関等、計3,000名以上	アフリカ51か国の代表（元首・首脳級39名）、その他欧米アジア諸国、国際機関等、計4,500名以上

■アフリカとの交流・協力・ビジネス事例－「アフリカに一番近い都市」横浜

- 「一校一国運動」（市内の小中学校がアフリカ各国の文化を学ぶ取組）
- アフリカンフェスティバルなど、市内でのアフリカイベント開催
- ベナン共和国コトヌー市と「交流協力共同発表」（若い世代の交流、港湾協力）
- アフリカ各国との水道、港湾、動物に関する技術協力
(研修生受入れ・専門家派遣)
- 横浜企業のアフリカビジネス展開
(アネスト岩田株、株サカタのタネ、日揮株、日産自動車株、株ヒロキなど)
- アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ「ABEイニシアティブ」
(市内大学・市内企業による活用)
- 日・アフリカビジネスウーマン交流事業
- アフリカビジネスセミナー
- TICADVIでの横浜アピール
(「ジャパンフェア」への横浜市ブース及び横浜企業出展)



マラウイでの
水道技術協力

■第7回アフリカ開発会議誘致に向けた取組

- 平成29年2月22日 横浜市会「第7回アフリカ開発会議(TICADVII)の横浜開催を求める決議」が全会一致で議決
- 平成29年3月24日 神奈川県議会「第7回アフリカ開発会議(TICADVII)の横浜開催を求める決議」が総員起立で議決
- 平成29年5月25日 第7回アフリカ開発会議横浜誘致議員連盟設立
- 平成29年5月29日 第7回アフリカ開発会議横浜誘致推進協議会設立

提案の担当／国際局国際政策部国際連携課アフリカ開発会議誘致担当課長

鈴木 真実 Tel 045-671-2068

大規模災害対応の推進（内閣官房、内閣府、文部科学省）

- 1 災害対応法制の早期見直し
- 2 放射線対策費用に対する東京電力ホールディングス株式会社（旧東京電力株式会社）の賠償履行に関する必要な措置の実施

【提案の背景・必要性】

1 災害対応法制の早期見直し

- ・ 大規模災害時には、住民にとって身近な基礎自治体である指定都市が、大都市としての総合力を生かしながら、最前線に立って災害救助に取り組むことが求められます。
- ・ しかし、現行の災害救助法では救助の主体が都道府県知事に限定されており、知事からの委任を受けない限り、指定都市市長は市民の救助を主体的に実施することができません。
- ・ また、災害対策基本法では、応急措置に係る従事命令等の権限が都道府県知事に限定されており、指定都市市長が速やかな応急措置を実施するための権限が担保されていません。
- ・ 巨大台風や首都直下地震、南海トラフ巨大地震など大規模災害の発生が懸念されている中で、災害に迅速かつ的確に対応し、自立的・自発的な救助・救護を実施することを可能にするためには、指定都市が道府県と同様の主体的な権限を有することができるよう、現行の災害対応法制全般を早期に見直し、法改正を行う必要があります。

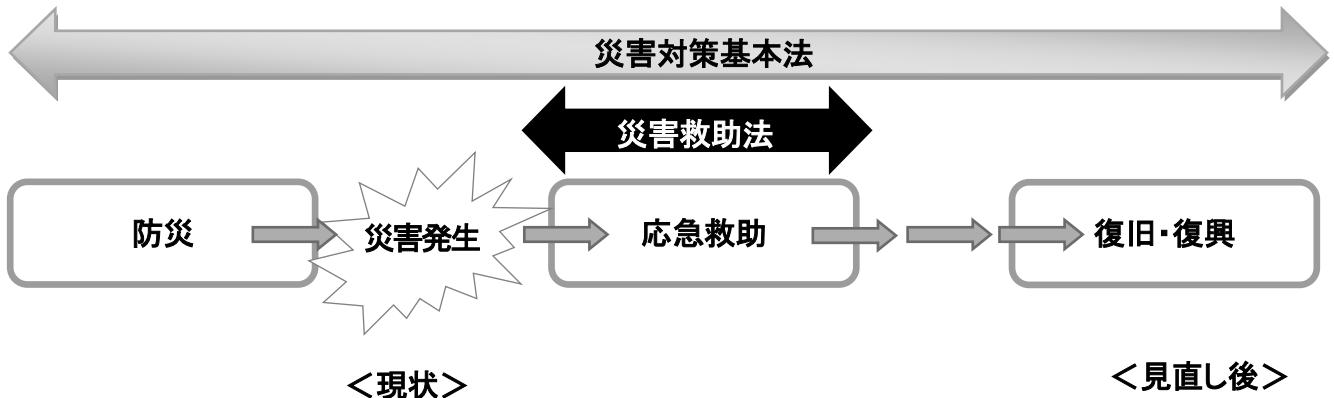
2 放射線対策費用に対する東京電力ホールディングス株式会社（旧東京電力株式会社）の賠償履行に関する必要な措置の実施

- ・ 東日本大震災で発生した原子力発電所の事故により、市民の安全、安心の確保のために講じてきた放射線対策として横浜市が負担してきた費用は、平成23～27年度分で約61億円、28年度分は約11億円の見込みです。
- ・ この費用は原子力発電所の事故に起因するものであることから、東京電力ホールディングス株式会社に対して費用請求を行っています。同社からこれまで約32億円が支払われましたが、十分な賠償が行われていません。
- ・ 国の責任において、原子力損害賠償紛争審査会による詳細な賠償基準を定め、地方自治体の行う放射線対策費用に対する賠償が円滑に行われるよう強く指導するなどの必要な措置を早急に実施することが重要です。

「災害救助法における救助の実施」

大規模災害等が起こった場合

⇒**災害救助法の適用** (一時的に災害対策基本法に優先して適用される)



<現状>

<見直し後>
(指定都市部分)

	指定都市市長	道府県知事	
小規模災害時（参考） 救助の実施	実施主体	後方支援・総合調整	指定都市市長
大規模災害時	救助の実施	道府県の補助	実施主体
	事務委任	道府県知事から委任を受けた救助事務の実施主体	救助事務の一部を指定都市市長に委任可
	費用負担	費用負担なし	<ul style="list-style-type: none"> 救助規模等に応じ救助費の最大50%が地方負担 特別交付税措置（救助費の40%）などの地方財政措置有

救助の種類（災害救助法第4条関係）【要約】 ※限定例挙

- | | |
|--|------------------------------|
| (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与 | (2) 炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給 |
| (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | (4) 医療及び助産 |
| (5) 被災者の救出 | (6) 被災した住宅の応急修理 |
| (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 | (8) 学用品の給与 |
| (9) 埋葬 | (10) 死体の搜索及び処理 |
| (11) 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 | |

提案の担当／政策局大都市制度推進室大都市制度推進課長

西橋 妙乃 Tel 045-671-4323

政策局大都市制度推進室大都市制度推進課地方分権担当課長 柴 政紀 Tel 045-671-2109

財政局財政部財源課長 藤村 英樹 Tel 045-671-2185

健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課長 菊池 孝 Tel 045-671-3994

女性活躍の取組の推進（内閣府）

- 1 指定都市に対する交付措置の充実
- 2 ワーク・ライフ・バランス実現のための下請取引改善に向けた取組の推進

【提案の背景・必要性】

1 指定都市に対する交付措置の充実

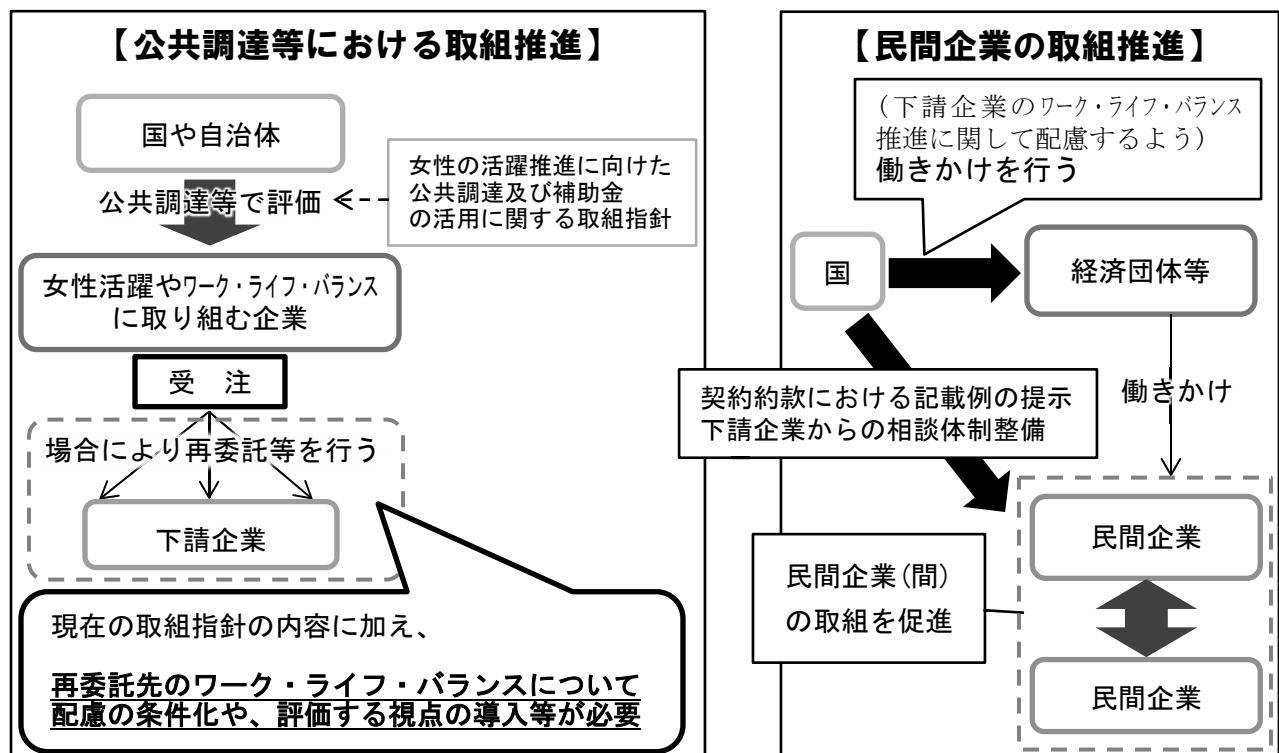
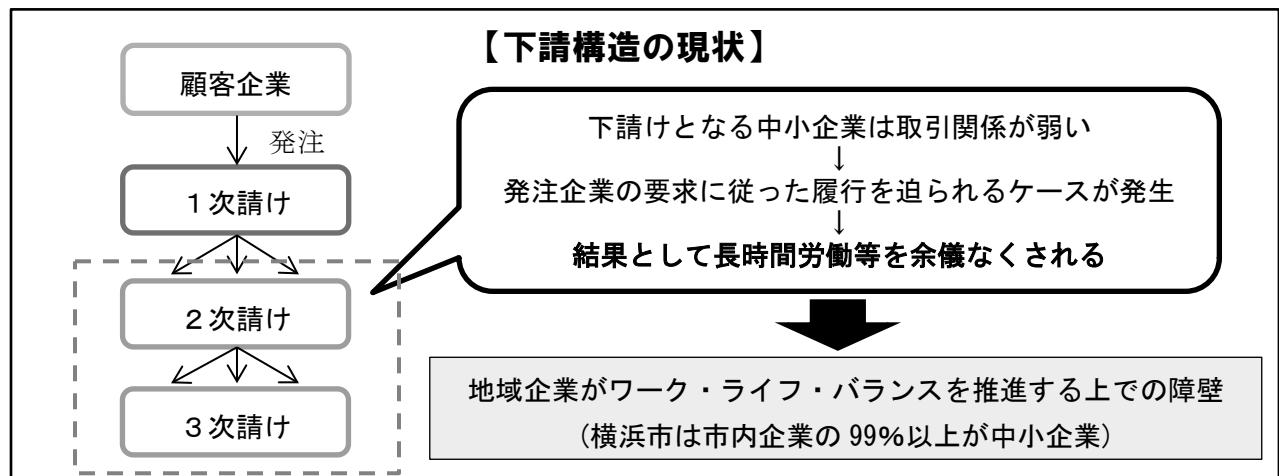
- ・「地域の実情に応じた女性活躍の取組」の財源として、今年度、「地域女性活躍推進交付金」が初めて当初予算で計上され、横浜市においても、中小企業に対する支援策をはじめ、新たな事業の設計に活用しました。
- ・しかし、現状、交付金額が都道府県、指定都市、市町村の別に区分されており、必ずしも企業数や人口などの実情を正確に比較した上で、事業の内容や効果に基づいて交付金額が判断される仕組みになっていません。
- ・また、指定都市が申請する際は、道府県が窓口となっており、交付決定におけるタイムロスから、指定都市において年度当初からの速やかな事業執行が難しくなるケースが発生するといった課題があります。
- ・地域の実情に応じた迅速かつ効果的な女性活躍施策を展開していくため、指定都市に対して直接的かつ都道府県と同規模の交付がなされるよう、交付措置のあり方について見直すことを提案します。

2 ワーク・ライフ・バランス実現のための下請取引改善に向けた取組の推進

- ・平成29年3月にまとめられた「働き方改革実行計画」の実効性を確保するためには、中小企業を含め、全ての企業のワーク・ライフ・バランス等の取組が着実に進められることが重要です。
- ・しかし、中小企業では、「下請構造」により発注企業の要求に従った業務履行を迫られた結果、長時間労働等を余儀なくされるケースがあり、女性活躍を推進する上で解決すべき課題となっています。
- ・そのため、まずは行政が公共調達等において、下請けとなる中小企業のワーク・ライフ・バランスに対して配慮した取組を進められるよう、国において仕組みを構築することを提案します。
- ・公共調達等に関して28年3月に定められた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」では、発注の際に余裕を持った納期を設定することが留意事項として記載されていますが、これに加えて、「下請企業等のワーク・ライフ・バランスへの配慮」を委託等の契約時の条件に付すほか、契約先選定時の評価に反映するなど、これまで以上に行政が率先して取組を推進することが必要です。

- あわせて、民間企業における取組を推進するため、政府から日本経済団体連合会をはじめとした経済団体に対し、下請企業のワーク・ライフ・バランス推進に関する配慮等を働きかけるとともに、各種契約約款における記載例の提示や、下請企業からの相談受付体制の整備等を推進するなど、中小企業を支援する環境づくりが必要です。

【参考】ワーク・ライフ・バランス実現のための下請取引改善に向けた取組の推進（項目2関連）



地方分権改革の推進(内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

- 1 指定都市への事務・権限の移譲、国の義務付け・枠付けの見直し等の更なる推進
- 2 指定都市の自主財源の充実強化
- 3 必要な地方交付税総額の確保、臨時財政対策債の廃止
- 4 地方法人課税の拡充強化、租税特別措置の創設

【提案の背景・必要性】

- 1 指定都市への事務・権限の移譲、国の義務付け・枠付けの見直し等の更なる推進
 - ・国と地方が総力を挙げて人口減少の克服と地方創生の実現に向け取り組んでいる中、地域の実情を把握している地方自治体が、自らの発想と創意工夫により課題解決を図ることが重要であり、地方分権改革の重要性は増しています。
 - ・国においては、地方分権一括法の制定や「提案募集方式」による地方分権改革に取り組んでいますが、今後も地方からの発意に根差した提案が積極的に採用され、住民に最も身近な指定都市の実情を踏まえた、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しが一層進むことが必要です。

2 指定都市の自主財源の充実強化

- ・国、道府県と大都市である指定都市との関係では、現在でも仕事量に見合った税財源配分となっておらず、国や道府県から指定都市への事務・権限の移譲にあわせて、抜本的な税源移譲を実現し、指定都市の自主財源を充実強化することが不可欠です。
- ・道府県から指定都市に移譲されている事務・権限について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲や法人事業税交付金における上乗せ交付など、大都市特例税制を創設すべきです。

3 必要な地方交付税総額の確保、臨時財政対策債の廃止

- ・地方は、子育て支援の充実や高齢化の進展等により不可避的に増加する社会保障関係費に加え、地域経済の活性化等必要な施策を実施していく必要があることから、これらの財政需要を的確に把握し、必要な地方交付税総額を確保した上で、大都市の財政需要も踏まえた配分を行うことが必要です。
- ・また、地方自治体の保有する基金は、災害対策や社会資本の老朽化対策など、将来実施する特定の事業に向けた計画的な財源確保のためのものや、臨時的な財政需要に備える財政調整基金など、いずれも地方に必要な基金であることから、基金の増加や現在高をもって一律に地方財源の削減を行うことは不適当です。
- ・地方財源不足への対応は、法定率の引上げによって対応すべきであり、将来の世代に負担を先送りする臨時財政対策債については、速やかに廃止すべきです。

4 地方法人課税の拡充強化、租税特別措置の創設

- ・ 法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方間で再配分する地方法人税のような制度は、受益と負担の関係に反し、また、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しているものです。本来、財政力格差の是正は、国の責任において税源移譲により地方税を拡充する中で行うべきであり、法人の行政サービスからの受益に応じた負担という地方税の原則を踏まえるとともに、産業振興、地域活性化に取り組む市町村の自主的な努力が報われるよう、**国・地方間の税源配分を是正し、自主財源である地方法人課税の拡充強化を図るべきです。**
- ・ 地方が、企業誘致の促進など特定施策誘導策として課税自主権を活用して、条例に基づく不均一課税により固定資産税等の軽減措置を行った場合、軽減相当額が法人税において企業の収益として課税されることで効果が減少しています。地方分権の趣旨からも、**軽減相当額を収益から控除するなど、租税特別措置の創設を行うべきです。**

■ 指定都市への事務・権限移譲の重点項目

項目	権限移譲の効果
【私立幼稚園】 私立幼稚園に関する権限及び財源の移譲 ①私立幼稚園の「認可」 ②認可に必要な答申を審議する 「私立学校審議会の設置運営」 ③私立幼稚園への「運営指導」 ④「補助金交付」に係る事務	子ども・子育て支援新制度の実施主体が市町村であることを踏まえ、新制度の給付対象施設への移行促進や保育所待機児童解消の継続に向けた円滑な対応ができ、幼児教育行政と保育行政を一体的に捉えた総合的な子育て支援策の実施が可能となる。
【医療計画】 医療計画の策定に係る事務の権限の移譲	市域や人口規模が大きく、かつ、量的にも相当の医療提供がされている指定都市が、地域の実情に即した医療計画を自ら策定することで、医療需要を的確に反映させることができ、医療機能の分化・連携をより迅速かつ効果的に進めることができる。
【都市計画】 一の市域内で都市計画区域が完結している 指定都市の都市計画決定・変更案件（国同意不要分）に係る都道府県協議の廃止	地域の実情に応じ、事業効果の早期発現を優先に考えた事業の推進、事業の進捗に合わせた迅速な事務処理が可能となり、事業期間や都市計画手続の短縮につながる。
【河川】 一級河川（指定区間）・二級河川の管理に 係る事務の権限・財源の移譲	市域内で流域が完結する一級河川（指定区間）・二級河川について、一元的に市が管理することで、下水道整備との連携による効率的・効果的な浸水対策等を推進できるようになり、総合的・一体的な治水対策・災害対策の実施や、まちづくりと一体となった河川整備の実施が可能となる。 なお、現行の河川法の規定により、県から市へ管理権限の移譲がされても、その占用料等は県に徴収されることから、管理者が適正な管理のための財源として徴収するような制度改正が必要。
【災害対応】 ①指定都市の市長を救助の主体と位置付けるよう、災害救助法の改正 ②都道府県知事の応急措置に係る従事命令等の権限を、指定都市の区域においては、当初から指定都市の市長も行使できるよう、災害対策基本法の改正	現行の災害対応法制は、国、都道府県、市町村の役割分担が固定的であり、例えば救助の主体は都道府県知事に限定され、知事からの委任を受けない限り、指定都市の市長であっても、市民の救助に主体的にあたることができないことや、指定都市の市長には応急措置の実施義務があるものの、その担保となる従事命令等の権限は都道府県知事に限定されるなど、市民に最も身近な基礎自治体である指定都市が、できる限り迅速かつ的確に対応することに支障が生じているなどの課題がある。 災害対応法制の見直しにより、指定都市が、自立的・自発的に被災者の救助・救護にあたることができ、被災者のニーズに即した対応をいち早く行うことができる。

提案の担当／政策局大都市制度推進室大都市制度推進課地方分権担当課長
財政局財政部財源課長
財政局主税部税制課長

柴 政紀 TEL 045-671-2109
藤村 英樹 TEL 045-671-2185
松井 伸明 TEL 045-671-2188

「特別自治市」の早期実現（内閣府、総務省）

大都市が能力を十分に発揮して、市民サービスの向上と経済活性化を図るため、横浜にふさわしい大都市制度「特別自治市」の早期実現

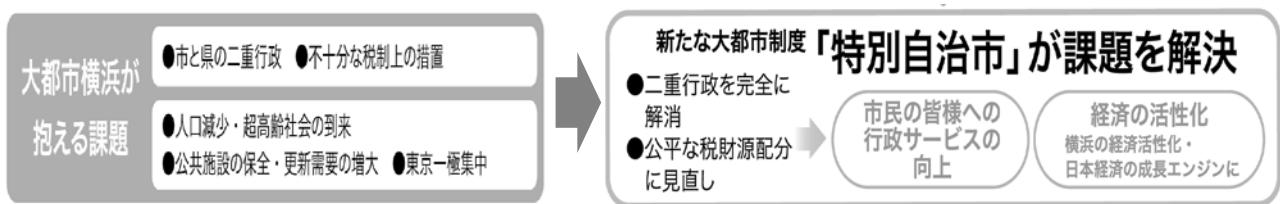
【提案の背景・必要性】

- ・ 現行の指定都市制度は、制度創設から 60 年以上が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えており、**大都市が潜在能力を十分に発揮できるような制度的な位置付けがなされていません。**
- ・ 373 万市民を擁する大都市横浜が、今後も持続可能な都市経営を進め、日本経済の成長をけん引していくためには、**指定都市制度の抜本的な改革が必要です。**
- ・ 横浜市では、平成 25 年 3 月に、議会との議論を経て、特別自治市制度の基本的考え方を整理した「**横浜特別自治市大綱**」を策定し、「特別自治市」制度の早期実現に向けて取り組んでいます。
- ・ 28 年 4 月に施行された改正地方自治法には、区の役割の拡充と指定都市都道府県調整会議の設置が盛り込まれました。
- ・ 横浜市でも、**区役所の役割や、区と局の連携や調整に関する事項などを定めた区役所事務分掌条例を制定するとともに、29 年 3 月に横浜市神奈川県調整会議を開催しました。**
- ・ 「特別自治市」の実現を見据え、「総合区」制度も含め、区のあり方について継続的に検討を進めるとともに、子育て支援やまちづくりなど、市民生活に直結する分野を中心に、県との二重行政解消に向けた協議を進めています。

【提案内容の説明】

- ・ 大都市が能力を十分に発揮し、市民サービスの向上と経済活性化を図る必要があります。また、大都市を圏域における地方創生をけん引する拠点とするため、国における大都市制度改革の議論を加速し、横浜にふさわしい大都市制度「特別自治市」の早期実現に取り組んでいただくことを提案します。

■ 「特別自治市」制度創設が求められる背景・必要性



■ 横浜市が目指す「特別自治市」制度

制度特別の自治子市

- 現在県が横浜市域で実施する事務及び横浜市が担っている事務の全てを処理
- 市域内地方税の全てを賦課徴収
- 県及び近接市町村等との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化
- 特別自治市の自治構造は、市一区の2層構造を基本とし、行政区を単位に住民自治を制度的に強化

ポイント1

横浜市は、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」による**特別区の設置は目指さない**

ポイント2

都市の一体性や総合力を生かし、**市民の暮らしを支え、日本経済をけん引するのにふさわしい核となる大都市を戦略的に形成できる特別自治市を目指す**

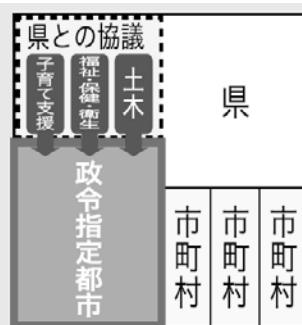
ポイント3

現行制度の下でも、子育て支援、福祉・保健・衛生、土木等、**市民生活に直結する分野を中心に県との協議を進め、ゴールである「特別自治市」に近づけていく**

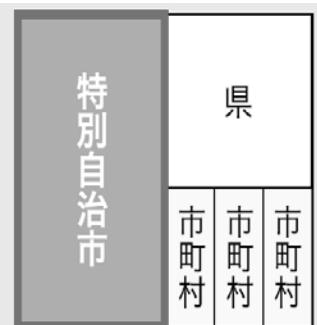
【現行制度】



【特別自治市創設まで】



【特別自治市創設後】



■ 改正地方自治法（28年4月施行）への横浜市の対応

- 区の役割の拡充【「都市内分権」による住民自治の強化】

- ・「横浜市区役所事務分掌条例」の施行（28年4月）

法が要請する区役所の分掌事務を列記するだけでなく、区役所の役割や区局連携・調整に関する事項などを明示。

- ・特別自治市の実現を見据え、総合区制度も含め、区のあり方について継続的に検討

- 指定都市都道府県調整会議の設置【「二重行政」の解消】

- ・「横浜市神奈川県調整会議」を開催（29年3月）

横浜市長、神奈川県知事を構成員とする横浜市神奈川県調整会議を開催し、二重行政の解消に向けて協議。パスポートの発給事務について、早急に権限移譲に向けて検討を開始することなどを合意。

市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 (内閣府、外務省、財務省、国土交通省、防衛省)

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還

- (1) 返還方針が合意されている施設・区域の早期返還
- (2) 横浜ノース・ドックなど返還合意施設以外の施設・区域の返還促進

2 跡地利用の具体化促進のための支援

- (1) 国有地の無償利用など、地元及び市の意向の尊重
- (2) 返還施設及び返還合意施設の地権者及び周辺住民等への適切な対応
- (3) 土壤汚染対策、工作物処理等の迅速かつ適切な対処
- (4) 返還施設への基幹的防災拠点整備など国事業の実施及び跡地利用に必要な道路整備など市事業に対する支援

3 米軍施設及び返還施設周辺の生活環境の維持向上

- (1) 根岸住宅地区に囲まれた日本人居住者への適切な対応
- (2) 災害や事件・事故等への適切な対応と情報提供の徹底
- (3) 市民生活の安全に配慮した施設の維持管理及び警備等の徹底

4 池子住宅等に関する地元要望の最大限の尊重

- (1) 自然環境の保全及び施設周辺の生活環境の維持向上
- (2) 地元をはじめ、市民への適時適切な説明及び情報提供
- (3) 脆弱な周辺道路に与える負荷軽減のための道路整備・交通対策
- (4) 早期の地元利用に向けた飛び地の整備

【提案の背景・必要性】

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還

- 平成16年に日米合意された6施設・区域の返還のうち、深谷通信所や上瀬谷通信施設など4施設の返還が実現しましたが、残る2施設・区域についても早期の返還が必要です。

2 跡地利用の具体化促進のための支援

- 戦後の接收以降、多大な負担を被ってきた経緯を踏まえ、返還によるメリットが市民にもたらされるよう、公共公益的な利用の促進や国有地の処分条件の特段の配慮が必要です。
- 跡地利用を円滑に進めるためにも、地権者、周辺住民等への十分な説明と丁寧な対応が必要です。
- 返還された施設の土壤汚染等に対する適切な対処のほか、今後返還される施設については、返還前から土壤汚染や残存工作物等の状況を調査し、その結果を踏まえ適切な措置を講じることが必要です。
- 米軍施設跡地は、首都圏に残された貴重な大規模空間であることから、災害対策をはじめ、広域的な視点からの活用をすべきです。
- 米軍施設及びその周辺は、長年の施設提供により、他地区に比べ道路、公園などの都市基盤が極めて立ち遅れしており、跡地利用が促進されるようこれらを早急に整備する必要があります。

3 米軍施設及び返還施設周辺の生活環境の維持向上

- 根岸住宅地区に囲まれた土地に日本人世帯が居住し、日常生活上の様々な制約を受けており、国の責任ある対応が必要です。

4 池子住宅等に関する地元要望の最大限の尊重

- 池子住宅等建設については地元の長年の課題となっています。国の責任で地元要望に沿った具体的な措置を講じることが必要です。

○横浜市内米軍施設・区域

■ 内は日米合意内容
■ 黒は16年に返還合意されている施設・区域
■ 索引は返還合意されていない施設・区域

鶴見貯油施設 18ha 国有(0%)

横浜ノース・ドック 52ha 国有 43ha(81%) 水域 11ha

全部返還

根岸住宅地区 43ha 国有 27ha(64%)

27年6月返還

旧上瀬谷通信施設 242ha 国有 110ha(45%)

21年5月返還

旧富岡倉庫地区 3ha 国有 3ha(100%)

26年6月返還

旧深谷通信所 77ha 国有 77ha(100%)

小柴水域 42ha

17年12月返還

旧小柴貯油施設 53ha 国有 51ha(97%)

住宅の建設・一部返還(1ha)

池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域) 37ha 国有 36ha (99%)

提案の担当／政策局基地対策課長 田中 昌史 TEL 045-671-2057

待機児童対策の更なる推進(内閣府、厚生労働省、文部科学省)

- 1 保育士確保に向けた更なる取組の推進
- 2 多様な保護者ニーズへの対応に向けた幼稚園による2歳児の受入体制の構築
- 3 保護者の利便性を踏まえた保育所等利用申請の改善

【提案の背景・必要性】

1 保育士確保に向けた更なる取組の推進

- ・ 待機児童対策を推進する中で、保育士不足はますます深刻な状況になっており、保育士の定着と新たな担い手の確保が喫緊の課題となっています。これまでの取組に加え、保育士の待遇改善、人材育成、負担軽減など、保育士の定着のための取組を更に推進するとともに、保育士という職の魅力を社会全般に広く周知し、保育士を目指す方が増えるよう、社会的な機運の醸成が必要です。
- ・ そのため、国において平成29年度に予算化されたキャリアアップと連動した待遇改善の確実な実施による給与のベースアップ、さらに、保育士の研修機会の確保などローテーション保育士の雇用経費の充実、園内研修推進のための事業費加算の創設、障害児や医療的ケア児の支援可能な看護師の配置加算など、保育士の定着に向けた更なる取組の推進を提案します。
- ・ その上で、政府広報等による「保育士という職の魅力」をPRするポジティブキャンペーンの開催など、保育士という職の魅力を社会的に向上させるための機運の醸成を図ることが必要です。

2 多様な保護者ニーズへの対応に向けた幼稚園による2歳児の受入体制の構築

- ・ 「育児・介護休業法」の改正により、育児休業期間を最大で2歳まで延長することが可能となります。幼稚園において、2歳児からの受入れを可能とすることで、既存の資源を活用した待機児童対策が促進できるとともに、保護者や子どもにとって、保育・教育環境を変えることなく、就学期まで同じ園で育ちを見守ることができ、安心した子育て環境が得られます。

- ・また、幼稚園で2歳児からの受入れが可能となった場合、地域のつながりが希薄化し、孤立しがちな子育て家庭の保護者にも、新たな子育て支援環境が整うことが期待されます。
- ・一方、幼稚園の認定こども園への移行は、園の運営に大きな変化が伴うなどの理由により進んでいないのが現状です。
- ・そのため、幼稚園において2歳児の受入れが可能となるよう、新たな制度を構築するとともに、標準程度の保育時間が提供できるよう、2歳児保育の運営費について、保育給付費相当の補助制度を導入することが必要です。

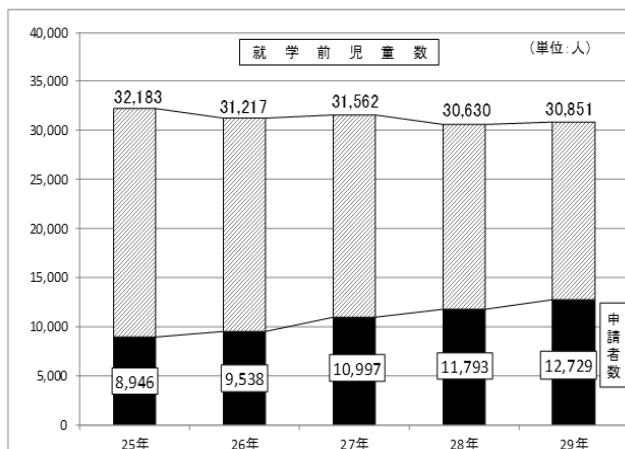
3 保護者の利便性を踏まえた保育所等利用申請の改善

- ・現在の「育児・介護休業法」及び「雇用保険法」では、育児休業を延長し育児休業給付金を受けるには、「保育所入所を希望しているが、入所できない」ことが条件とされています。しかし、保護者の利便性の向上や、より正確な保育ニーズの把握のためには、希望すれば、育児休業を延長し、育児休業給付金が受けられる制度とすることが必要です。

■幼稚園の認定こども園への移行状況（項目2）

施設類型	園数		
	27年度 (A)	29年度 (B)	増減 (B-A)
幼稚園	264 (93.6%)	250 (88.7%)	▲14
認定 こども園	18 (6.4%)	32 (11.3%)	14
合計	282	282	0

■2歳児の就学前児童数に占める保育所等利用申請者数の推移（項目2）



提案の担当／こども青少年局子育て支援部保育対策課担当課長
こども青少年局子育て支援部保育・教育運営課担当課長
こども青少年局子育て支援部保育・教育人材課長
こども青少年局子育て支援部子育て支援課長
こども青少年局子育て支援部保育対策課長

池上 省吾 TEL 045-671-4468
青木 正博 TEL 045-671-4463
伊藤 ゆかり TEL 045-671-2706
永井 由香 TEL 045-671-2701
金高 隆一 TEL 045-671-3955

消費者行政の強化充実（内閣府）

地方自治体が、消費者行政の強化・推進を安定的に図るための交付金等の活用の継続

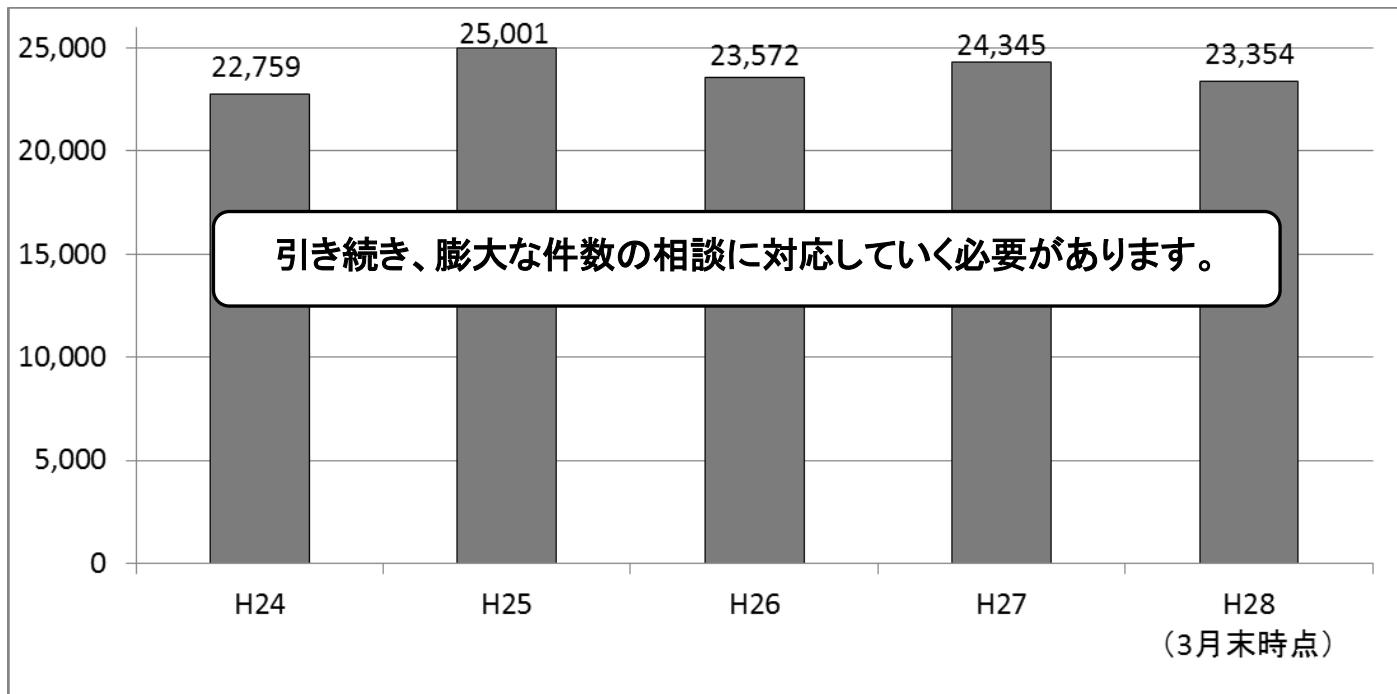
【提案の背景・必要性】

- ・ 平成 21 年の消費者庁の設置以来、消費者行政は国と地方が両輪となり、それぞれ、役割を果たしてきました。
- ・ 国は、消費者基本計画で、地方自治体との連携を進め、計画的・安定的な取組の促進を目指しています。
- ・ 全国的に高齢者の消費者被害が増加する中、国及び地方自治体には、高齢者そのための地域の見守りネットワークの構築が求められています。また、高齢化に伴い、相談内容が複雑になり、一層丁寧な対応が必要になっているため、今まで以上に体制を強化させる必要があります。
- ・ 横浜市では、21 年度から地方消費者行政活性化基金を、さらに 27 年度から地方消費者行政推進交付金を活用し、消費生活相談の時間延長などサービス向上のほか、相談員等を増員し、消費者行政の充実・強化を図ってきました。
- ・ 交付金等の活用期間は最長で 9 年であり、特に、21 年度及び 22 年度から消費生活相談の時間延長や相談員の待遇改善に活用してきた交付金については、30 年度に半減し、31 年度に 0 円となります。
- ・ 交付金の活用期間終了後、昨今の地方自治体の厳しい財政状況下では自主財源の確保が困難な状況も想定されます。今後も、国と横浜市で、ともに消費者行政の充実を図ることが必要です。

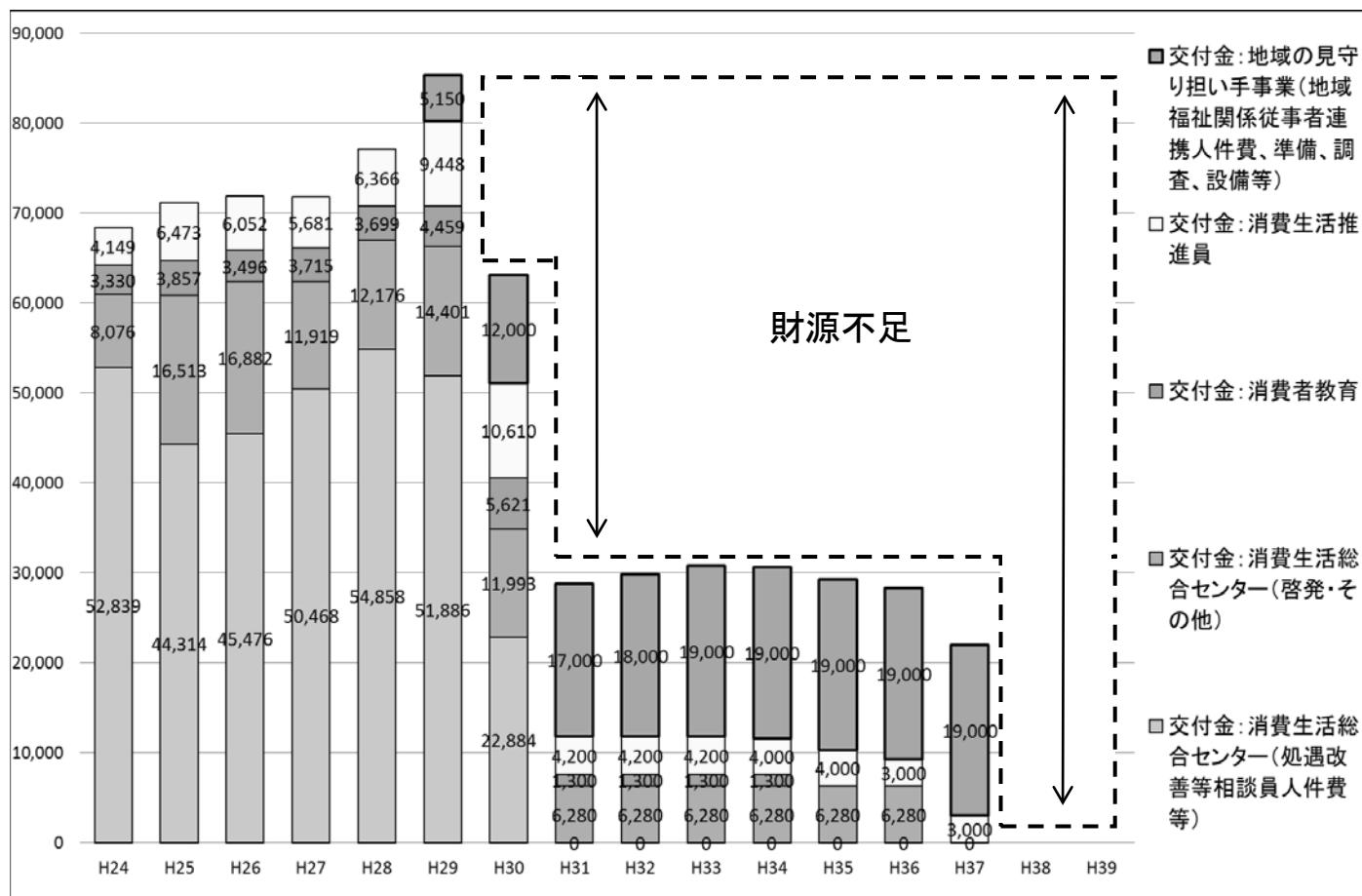
【提案内容の説明】

- ・ より一層の体制の充実が必要な情勢にありながら、交付金等の活用期間が終了することで、今まで充実させてきた事業の継続やサービス水準の維持も非常に困難となります。このため、**地方自治体の財政負担のみによらず、国の予算による交付金等の活用の継続**を強く求めます。

参考1：横浜市における年度別消費生活相談件数の推移(単位：件)



参考2：横浜市消費者行政における交付金等活用額の推移(単位：千円)



※27年度までは決算額、28年度以降は見込額

提案の担当／経済局市民経済労働部消費経済課長 山口 敏子 TEL 045-671-2573

ラグビーワールドカップ 2019™の競技開催への支援（文部科学省、内閣官房、総務省、国土交通省）

- 1 ラグビーワールドカップ 2019™決勝戦開催に係る施設整備及び周辺環境整備への支援
- 2 競技開催への支援
 - (1) 開催自治体が負担する大会開催・運営に係る経費への財政支援
 - (2) 日本全体の機運醸成と普及啓発、ボランティア参加の促進、競技人口の増加や競技力向上に向けた取組の実施
 - (3) 輸送手段の確保、警備体制の強化
 - (4) 外国人旅行者の受入促進と多言語対応への支援

【提案の背景・必要性】

- 1 ラグビーワールドカップ 2019™決勝戦開催に係る施設整備及び周辺環境整備への支援
 - ・ ラグビーワールドカップは、オリンピック、FIFA ワールドカップ™と並ぶ世界3大スポーツイベントの一つであり、ラグビーワールドカップ 2015™イングランド大会決勝戦は、1億2,000万人がテレビ視聴等をしたとされています。
 - ・ ラグビーワールドカップ 2019™は、アジアで初めて開催される画期的な大会であり、今後、大会の成功に向けて、組織委員会や国と連携を図りながら、着実に準備を進めていく必要があります。
 - ・ その中でも、特に世界の注目が集まる決勝戦の会場となる横浜国際総合競技場については、ホスピタリティ施設の増設・仮設設置等を含め、特に高い水準が求められており、これを実現するため、引き続き、施設・設備の改修等を行っていく必要があります。
 - ・ また、新横浜公園が遊水地機能を備えているため、スタジアム併設の駐車場が使用できない可能性があることから、代替となる周辺駐車場スペースや施設の確保等に必要な財政負担も生じる見込みです。
 - ・ 既に支援いただき解決した課題もある一方、大会開催が2年後に迫る中、着実に準備を進めていくためには、引き続き、国の財政支援が必要です。

2 競技開催への支援

- ・ ラグビーワールドカップ 2019™開催にあたっては、セキュリティ対策や、医療、輸送、外国人旅行者の受入れ、バリアフリー対策、多言語対応など、競技開催自治体に対応が求められる事項が数多くあります。
- ・ 国においても、主導的にこれらの対応を行っていただくとともに、競技開催自治体への支援が必要です。
- ・ 具体的には、開催自治体が負担する大会開催・運営に係る経費について、必要な財政支援を行うことや、大会開催に向け、日本全体の機運醸成を図るとともに、普及啓発、ボランティア参加の促進及び競技人口の増加や競技力向上に向けた取組を積極的に実施することが必要です。
- ・ また、大会を円滑かつ安全に進行するためには国レベルでの対応が必要であり、交通規制や各交通機関の輸送力増大などによる円滑な輸送手段の確保、警備などについて万全な体制を整えることが求められます。
- ・ さらに、外国からの旅行者の受入れを促進する取組に努めるとともに、開催自治体が行う多言語対応等の取組に対する支援が必要です。

新横浜公園の遊水地区域



前回イングランド大会のホスピタリティ施設



提案の担当／市民局スポーツ振興部ラグビーワールドカップ・オリンピック・パラリンピック推進担当課長
熊坂 俊博 TEL 045-671-3629

小学校の児童支援を専任する教員の定数化 (文部科学省)

いじめや不登校、発達上の課題など、子ども一人ひとりの成長段階に対応し、関係機関や地域との連携を進めるために、**小学校の「児童支援専任教諭」の定数化**

【提案の背景・必要性】

- ・ いじめや不登校、その背景にある子どもの生活環境、発達上の課題など、児童指導上の諸問題に対応するために、横浜市では、平成 22 年度から、「児童支援専任教諭」を小学校に段階的に配置し、26 年度から全小学校へ 1 名ずつ配置しています。
- ・ 児童支援専任教諭は、特別支援教育コーディネーターを兼務し、原則として学級担任を持たず、全校的な視野に立ち、児童指導・支援の中心的な役割を担うとともに、小中学校間、幼稚園・保育園との連携、児童相談所・警察署等の関係機関及び地域との窓口となります。
- ・ 小学校では、学級担任が 1 人で抱えることがないよう児童支援専任教諭を中心とした校内体制を確立することで、組織的に子どもの成長段階に応じたきめ細かな指導や支援が可能となり、また、特別支援教育の充実により、複雑化・多様化する子どもの問題の解決につながっています。
- ・ 29 年度から、教職員配置の権限が県から市に移譲されましたが、現行の法令の基準では、児童支援専任教諭の定数を全小学校に配当することは困難であり、児童支援専任教諭の授業時間数等を軽減するには、非常勤講師等を配置せざるをえません。そのため、各自治体が独自にこの制度を導入しようとすると、財政面の負担が大きくなるなどの課題があります。
- ・ 横浜市で発生したいじめ重大事態に関する再発防止策においても、「児童支援専任教諭を中心とした組織的な対応力の向上」を進めることができると考えており、複雑・多様化する諸問題の解決のためには、これまでにも増して、学校の中での児童支援専任教諭の役割は重要となっています。

【提案内容の説明】

- ・ 小学校における児童をめぐる諸問題の解決に効果のある児童支援専任教諭について、法令改正により定数化する等、配置を全国的な制度とするよう提案します。

1 児童支援専任教諭の概要

いじめ、不登校、発達上の課題など、児童をめぐる諸問題に対応するため、校内の中心的役割とともに、関係機関及び地域との窓口となります。横浜市では、22年度から小学校へ70校ずつ段階的に配置し、26年度から全小学校に1名ずつ配置しています。

【参考】児童支援専任教諭の配置の推移

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
学校数	70校	140校	210校	280校	全校(341校)	全校(341校)	全校(341校)	全校(340校)
予算額	118百万円	235百万円	352百万円	470百万円	573百万円	573百万円	541百万円	483百万円

2 児童支援専任教諭の配置効果

(1) いじめの年度内改善率

21年度 88.9%から27年度 99.7%、と配置前に比べ、10.8ポイント向上

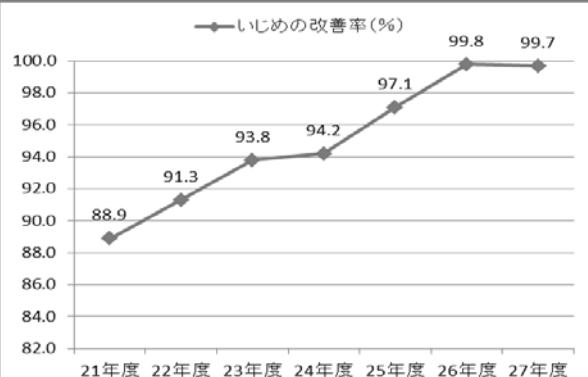
(2) 小学校の児童1,000人あたりのいじめの認知件数

21年度 2.6件から27年度 7.3件、と配置前と比べ、2.8倍の増加

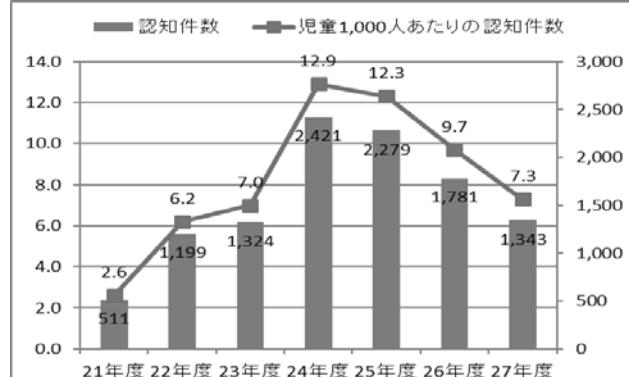
(3) 暴力行為の件数

21年度 693件から27年度 2,080件、と配置前に比べ、3.0倍の増加

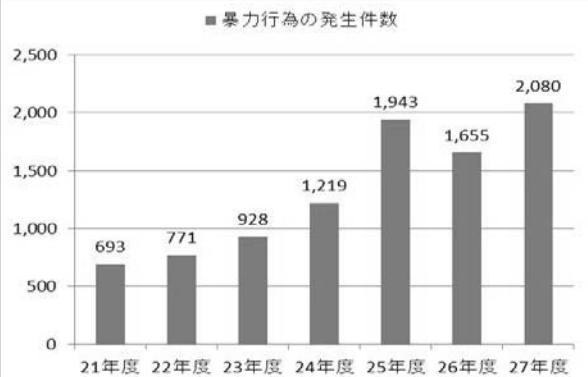
いじめの改善率



いじめの認知件数



暴力行為の発生件数



提案の担当／教育委員会事務局担当部長（指導部人権教育・児童生徒課長） 半澤 俊和 Tel 045-671-3706

地域で外国人材が活躍するための支援（文部科学省、文化庁）

- 1 外国人材の地域での活躍を支える取組への支援の拡充
 - (1) 地域の日本語教室への支援制度の拡充
 - (2) 外国人材を受け入れる企業等への「やさしい日本語」の普及促進
- 2 外国籍等の児童生徒に対する支援の拡充
 - (1) 地域の学習支援教室への支援制度の創設
 - (2) 学校における外国籍等の児童生徒の受入態勢の充実を図るための支援の拡充
 - (3) 外国籍等の児童生徒に対する教育の充実のための教職員定数の充実

【提案の背景・必要性】

- ・ 平成 28 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略 2016」では、「外国人材の活用」が位置付けられており、外国人材の積極的な受入れや、長期にわたり活躍できる環境整備が重要な課題となっています。
- ・ 横浜市においても、生産年齢人口の減少やグローバル化の進展など都市環境が大きく変化する中、外国人や留学生などの人材が将来の地域の担い手として活躍することが期待されており、中期 4 か年計画ではグローバル都市横浜の実現に向けて多文化共生を進めていくことを掲げています。
- ・ 横浜市の学校現場では、外国籍等の児童生徒の受入れが増加しており、約 100 か国 の児童生徒が在籍しています。こうした児童生徒が日本に暮らし、将来地域で活躍するために、日本語指導に加え、学習支援や進路支援の必要性が高まっています。

【提案内容の説明】

1 外国人材の地域での活躍を支える取組への支援の拡充

(1) 地域の日本語教室への支援制度の拡充

- ・ 横浜市内には、ボランティアや N P O が運営する日本語教室が 100 か所以上あります。横浜市では、23 年度に国の制度（厚生労働省の雇用創出事業交付金）を活用して、地域の日本語教室への研修等を実施し、日本語指導者のスキル向上や教室間のネットワーク化を進めることができました。
- ・ この取組は、現在、公益財団法人横浜市国際交流協会（Y O K E）の自主事業として実施しており、同様の課題を有する他の自治体へのノウハウ提供等も行っていますが、今後、外国人材が中小企業や地域社会に定着する基盤となる、日本語学習の裾野を広げるには、地域の日本語教室への支援を制度化することが必要です。
- ・ そのため、日本語教室の空白地域向けの補助制度（「生活者としての外国人」のための日本語教育事業—地域日本語教育スタートアッププログラム—）の対象

を、既に活動している地域の日本語教室にも拡大するなど、地方自治体や地域国際化協会が、講師確保、教材開発、運営のコーディネート等に活用できるように補助制度を拡充することを提案します。

(2) 外国人材を受け入れる企業等への「やさしい日本語」の普及促進

- 外国人材を受け入れる側としても、日本語に不慣れな外国人との意思疎通を円滑に行えるよう、簡易な表現を用い、文の構造を簡単にした、「やさしい日本語」によるコミュニケーションを促進することで、外国人材の中小企業等への定着を、より確実にすることができます。
- 8万人を超える外国人が居住する横浜市では、25年度から有識者の協力を得て「やさしい日本語」による情報発信を進めています。このような基礎自治体のノウハウも活用しながら、外国人材を受け入れる中小企業等が「やさしい日本語」の研修を受講できるよう、地域国際化協会等が教材開発や研修開催等に活用することができる補助制度の創設を提案します。

2 外国籍等の児童生徒に対する支援の拡充

(1) 地域の学習支援教室への支援制度の創設

- 外国籍等の生徒が高校や大学等に進学するためには、日本語の習得に加えて、進学につながる教科を日本語で学習しなければならないことが課題です。
- 横浜市では、国際交流ラウンジ等を中心にボランティアによる学習支援教室を行っていますが、運営に必要な人材や資金の確保が困難になっています。そのため、地域の学習支援教室が地方自治体と協力しながら安定して運営できるような支援制度の創設を提案します。

(2) 学校における外国籍等の児童生徒の受入態勢の充実を図るための支援の拡充

- 横浜市では、外国籍等の児童生徒が集中する学校や、これまで受入経験のない学校で、それぞれの状況に応じた受入態勢の充実を図るために、29年度から「日本語支援拠点施設」を開設します。拠点施設では、入学前の学校ガイダンスやプレクラスでの学校生活の体験などの新たな取組を開始するとともに、蓄積したノウハウの共有を進めます。
- 国の「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議」で、拠点機能の整備や関係機関の連携の必要性が指摘されているように、それぞれの地方自治体で多様化する外国籍等の児童生徒に対する教育へのニーズに対応していくための支援を拡充することを提案します。

(3) 外国籍等の児童生徒に対する教育の充実のための教職員定数の充実

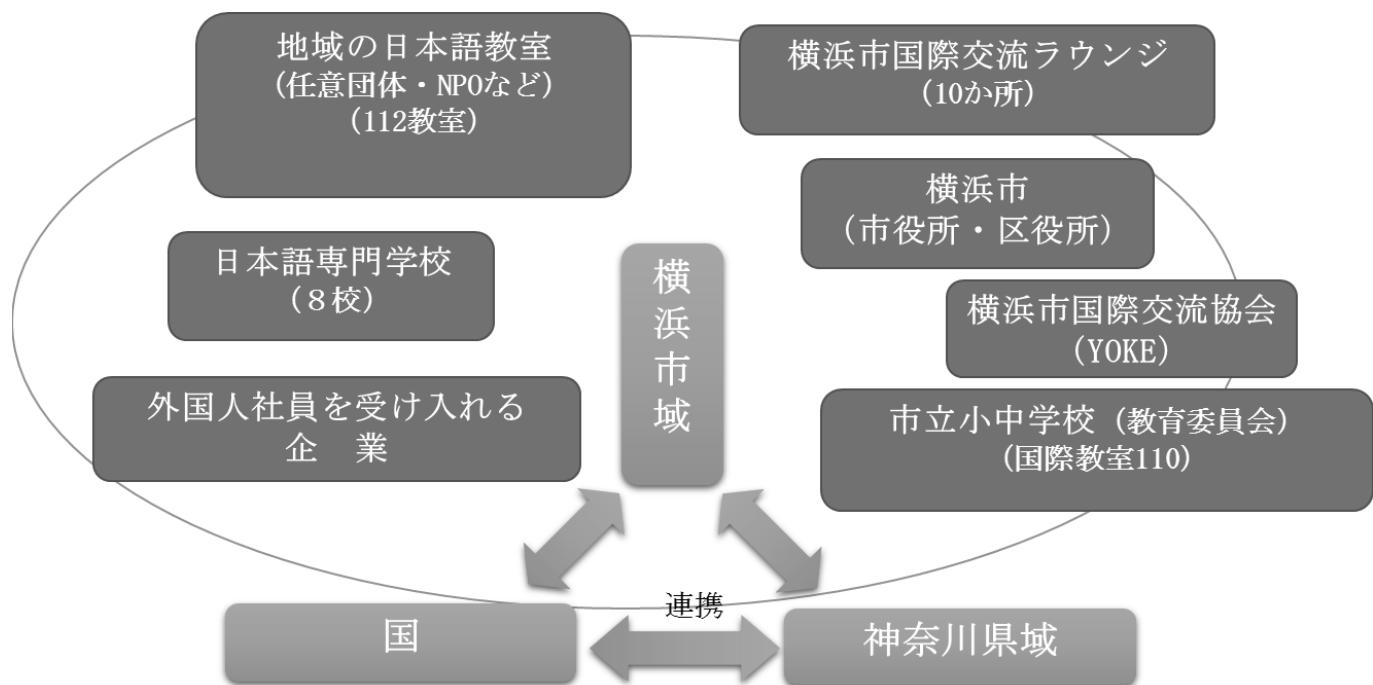
- 国においては、29年度から、外国人児童生徒等教育の充実のための教員配置が基礎定数化され、対象児童生徒18人に1人の割合で定数化されることとなっています。
- 横浜市では、約100か国の児童生徒が学校に在籍しており、国の基準に基づく配置では様々な母語への対応を十分に行うことが困難な状況にあります。**対象児童生徒数に対する定数化の割合を地域の実情に合わせたものとする**ことを提案します。

横浜市における日本語学習支援の取組

○100 を超える地域の日本語教室との連携により、草の根での日本語学習を支援

- ・横浜市内 18 区全てに何らかのかたちで日本語教室が存在
- ・ボランティア・NPO による、指導者の数が 20 人以下の比較的小規模な日本語教室が主体で、授業料等は無料又は廉価であるため活動基盤が弱い

→地域の日本語教室への支援制度の拡充により、外国人材の受入・定着を促進

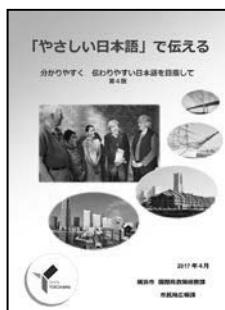


横浜市における「やさしい日本語」の取組

○多言語広報の一環として「やさしい日本語」による情報発信を推進

- ・25 年度に「やさしい日本語」で伝えるガイドラインの作成に着手
- ・ガイドラインの公表や、オリンピック・パラリンピックに向けた多言語対応の協議会など、様々な機会を捉えて発信

→市民・事業者の皆様と来日した外国人との最も手軽な意思疎通手段として普及促進



横浜市が作成した
「やさしい日本語」ガイドライン



オリンピック・パラリンピック大会に向けた
多言語対応協議会での発信

横浜市における外国籍等児童生徒支援のための取組み

○日本語支援拠点施設における児童生徒支援（29年8月末開設予定）

日本語指導・教科学習の準備

- プレクラスでの学校生活の体験
- 集中的な日本語指導
- 日本語レベルや母語での学習状況等の確認

- 児童生徒の学校生活への早期適応
- できるだけ早い段階での日本語の習得
- 学校での教科学習支援の充実

相談対応・コーディネート

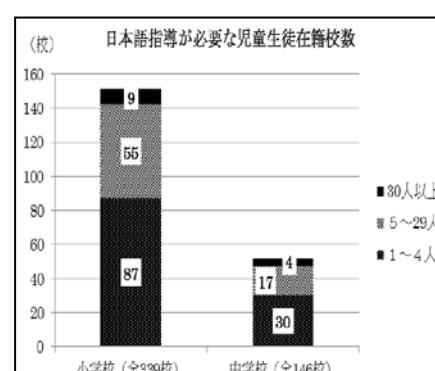
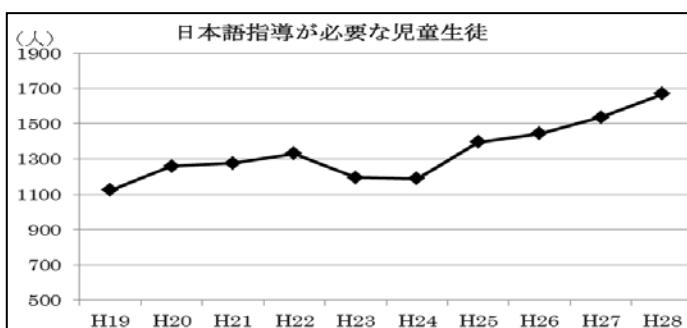
- 入学前等の学校ガイダンス
- 保護者・児童生徒の相談支援と関係機関とのコーディネート
- 進路・進学相談の充実

- 児童生徒・保護者が安心して過ごせる学校づくり
- 教職員の負担軽減

情報収集・提供、研修・研究

- 拠点施設で蓄積したノウハウの各学校への周知
- 日本語指導や教科学習のためのカリキュラム・教材等の研究及び教員育成
- 区役所等の関係機関との連携

- 学校における児童生徒の円滑な受入れ
- 担当教員の専門性の向上
- 学校に対する様々な支援の充実



横浜市教育委員会が作成した
「ようこそ横浜の学校へ」（保護者向けは8か国語）

8月末に開設予定の日本語支援拠点施設

提案の担当／国際局国際政策部政策総務課担当課長

関谷 聰 TEL 045-671-4700

教育委員会事務局指導部国際教育課長

甘粕 亜矢 TEL 045-671-3202

教育委員会事務局教職員人事部教職員人事課長

市川 一弘 TEL 045-671-3226

国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進（厚生労働省・内閣府・文部科学省）

1 重層的な子どもの学習支援等の充実

- (1) 子どもの学習支援等に対する補助制度の拡充
- (2) 学校と地域の連携による子どもの学力向上の取組の財源措置拡充
- 2 ひきこもり等の困難を抱える若者の自立に向けた補助制度拡充
- 3 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に対する補助継続
- 4 子供の未来応援基金の充実

【提案の背景・必要性】

- ・横浜市では、平成28年3月に策定した「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、子どもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐための取組を進めています。
- ・子どもの貧困対策は、国を挙げた取組に加え、地方自治体による現場のニーズに合わせたきめ細かな取組を、両輪として進めていくことが重要です。

【提案内容の説明】

1 重層的な子どもの学習支援等の充実

(1) 子どもの学習支援等に対する補助制度の拡充

- ・横浜市では、将来の自立に向けた子どもの学習支援や、基礎的な生活スキルを身に付けるための生活支援を積極的に展開しており、高等学校等への進学率に加え、子ども自身の自己肯定感の向上など、着実にその効果が現れています。
- ・子どもの学習支援に関する国の補助率は1／2ですが、人口規模に応じて補助金の上限額が定められているため、地方自治体にとっては、積極的に取り組むほど、上限額を超えた費用負担が生じ、財政負担が重くなっています。
- ・貧困の連鎖を断つための取組をより安定的に実施していくためには、国庫補助上限額の撤廃など、更なる財源措置の拡充が必要です。

(2) 学校と地域の連携による子どもの学力向上の取組の財源措置の拡充

- ・家庭の事情によらず、全ての子どもたちが将来への夢や希望を持てるよう、学習支援事業の拡充が必要です。地域住民の協力による学習支援を行う「地域未来塾」の国費負担を、1／3から1／2に引き上げることを提案します。

2 ひきこもり等の困難を抱える若者の自立に向けた補助制度の拡充

- ・横浜市の青少年相談センター（ひきこもり地域支援センター）では、相談やアウトリーチに加えて、集団活動、社会参加体験など多様な支援プログラムを活用して支援しています。また、横浜市独自で支所的機能を有する「地域ユースプラザ」を市内4か所に設置しており、第一次的相談に加え、ひきこもりからの回復期の支援にも力を入れ、自立に成果を上げています。

- ・ひきこもり等の困難を抱える若者支援には、対象者の状況に応じて段階的に支援を進めていくことが効果的です。多様な支援を柔軟に行うことができるよう、1自治体あたり1か所で想定されているひきこもり地域支援センター設置運営事業について、人口規模に応じて複数か所を想定するなどの拡充が必要です。

3 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に対する補助の継続

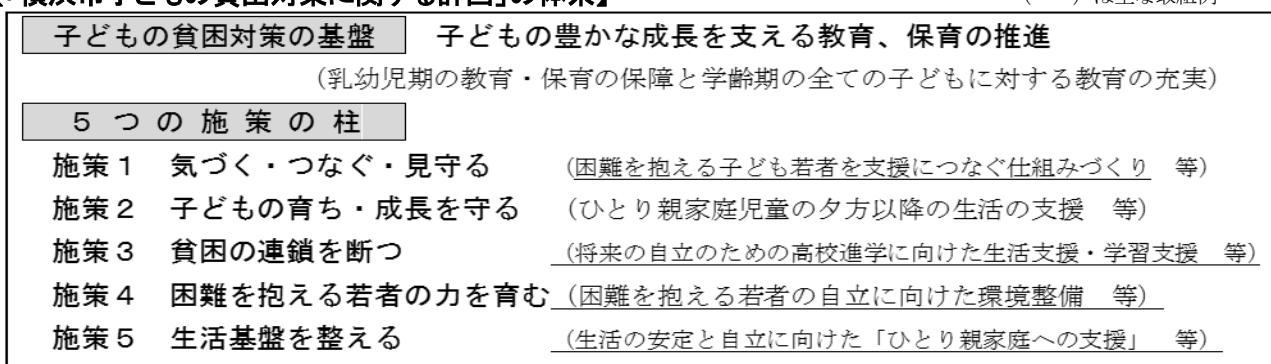
- ・ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長のためには、就業支援や、現金給付・貸付制度の充実など、総合的な支援が必要です。
- ・養成機関の入学試験のための準備期間なども含め、資格を取得し就業するまでには複数年を要することから、資金面も含め将来の自立に向けた計画を立てやすくするため、30年度分までの措置となっている本貸付事業に対する補助について、31年度分以降の補助の継続を提案します。

4 子供の未来応援基金の充実

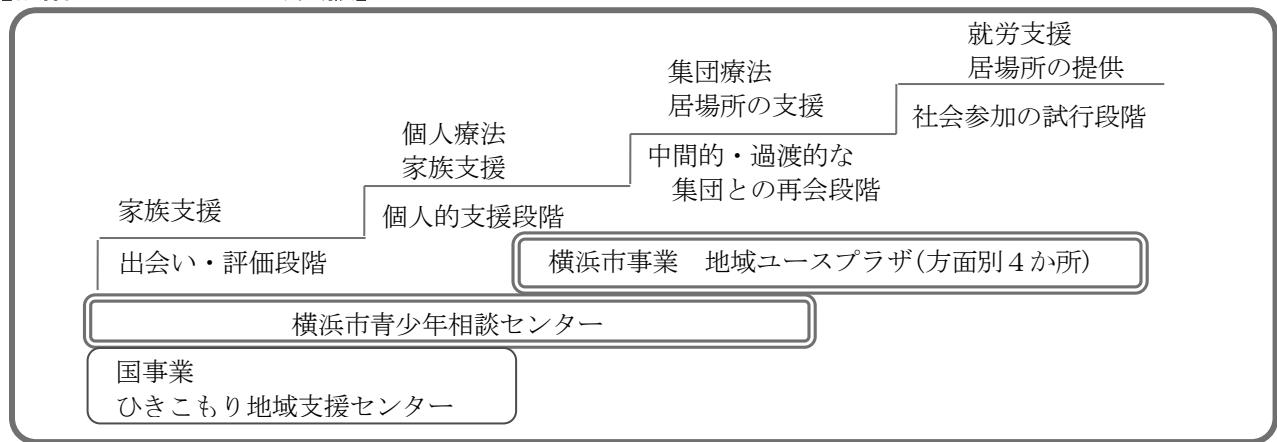
- ・いわゆる「子ども食堂」のような子どもの居場所づくりなど、横浜市でもNPO法人等による地域課題に即した子どもを支える取組が数多く展開されています。こうした地域の取組が広がると同時に継続して運営できるよう、募集期間の通年化や交付期限の延長など、子供の未来応援基金の充実を提案します。

【「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」の体系】

()は主な取組例



【段階に応じたひきこもり支援】※「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」(ひきこもり支援の諸段階)を参考に作成



提案の担当／ 健康福祉局生活福祉部生活支援課長	鈴木 茂久	TEL 045-671-2367
こども青少年局青少年部青少年育成課長	村上 謙介	TEL 045-671-2297
教育委員会事務局指導部学校支援・地域連携課長	青木 邦男	TEL 045-671-3239
こども青少年局青少年部青少年相談センター所長	内田 太郎	TEL 045-260-6613
こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課長	谷口 千尋	TEL 045-671-2364
こども青少年局総務部企画調整課長	福嶋 誠也	TEL 045-671-4280

放課後児童健全育成事業の充実（厚生労働省）

- 1 低所得世帯、多子世帯等への利用料減免制度の創設
- 2 既存放課後児童クラブに対する賃借料補助制度の拡充
- 3 育児・介護休業法の短時間勤務制度の拡充（小学校3年生まで）

【提案の背景・必要性】

1 低所得世帯、多子世帯等への利用料減免制度の創設

- ・ 留守家庭児童の放課後の居場所を確保する放課後児童健全育成事業は、「子ども・子育て支援新制度」の「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられ、国の補助制度は、一定割合の「利用者負担」を前提としたものになっていますが、保育制度と異なり、家庭の経済状況に配慮する「減免」の制度はありません。
- ・ このため、横浜市では、経済的な理由で子どもたちの放課後の居場所がなくなることのないよう、低所得世帯を対象に独自の利用料減免加算補助を実施しています。
- ・ 「子どもの貧困対策」が社会的課題となる中、未就学児に対する教育・保育制度では、幼児教育無償化の観点から、ひとり親家庭や多子世帯、低所得世帯等への経済的支援が平成29年度も拡充されています。切れ目のない子育て支援、いわゆる「小1の壁」の打破のため、放課後児童健全育成事業にも同様の措置が必要です。
- ・ 国において、低所得世帯、多子世帯等に対する支援策として、利用料減免制度の創設を提案します。

2 既存放課後児童クラブに対する賃借料補助制度の拡充

- ・ 26年7月に国が策定した「放課後子ども総合プラン」では、増加する留守家庭児童のため全国で約30万人分の受け皿を整備することとなっており、その推進のため、27年度から、「待機児童が発生している又は発生する可能性がある市町村」を対象に、放課後児童クラブに対する賃借料補助制度が創設されました。この制度は、学校施設の活用を図った上でもなお待機児童が発生する可能性のある地域等における対策を目的としたものであるため、市町村の要件に加え、対象を新規開設クラブに限っています。

- 一方、横浜市では、留守家庭児童の放課後の居場所として「学校施設を活用した遊びの場と生活の場の一体型事業」である「放課後キッズクラブ」と、民間施設を活用して活動する「放課後児童クラブ」の二つの事業を展開しており、民間施設で活動する放課後児童クラブに対しては、国の補助制度がない中、独自に賃借料助成を行うことで、効率的かつ効果的に放課後児童健全育成事業を実施しています。
- 対象物件の少なさや高額な賃借料負担など都市部特有の課題を抱える横浜市で、安全で適切な広さの放課後の居場所を確保するためには、クラブの運営面で大きな課題である賃借料補助を新設クラブだけでなく、全てのクラブに広く助成することが重要です。また、横浜市が「子ども・子育て支援新制度」のもと推進する面積基準及び耐震基準への適合のための移転等の取組にも寄与するものと考えます。
- 子どもたちが引き続き放課後の時間を安全・安心な場所で過ごすことができるよう、民間施設を活用して実施するクラブを支援するため、**賃借料補助制度の対象となる自治体を拡充するとともに、既存のクラブにも適用できるよう提案します。**

3 育児・介護休業法の短時間勤務制度の拡充（小学校3年生まで）

- 次代を担う子どもたちの育成のため、特に低学年期に、子どもが保護者とともに安心して生活できることが重要です。保護者が希望する短時間勤務を取得しやすい環境づくりを強化するため、**育児・介護休業法の短時間勤務制度について、小学校3年生まで取得できるよう法改正を提案します。**

【横浜市の減免制度の状況】(28年度)

事業名 (実施か所数)	<一体型>放課後キッズクラブ (市内157か所)	放課後児童クラブ (市内227か所)
月当たりの利用料	5,000円	平均14,100円
減免相当額加算補助対象	市民税所得割非課税世帯及び生活保護世帯等	市民税所得割非課税世帯及び生活保護世帯等
加算補助額	2,500円/月	2,500円/月 ※独自に2,500円を超える減免を実施しているクラブ有 <平均減免額 3,286円/月> (内、補助額2,500円を含む)
【参考】事業所独自に行っている減免制度		・多子減免 157か所 ・ひとり親減免 142か所

生活保護の適正化の推進（厚生労働省）

- 1 生活保護法第 63 条費用返還請求における他債権に対する優先性の担保
- 2 無料低額宿泊事業の適正化の推進
- 3 生活困窮者の住まいの確保に向けた家賃補助等の支援策の創設

1 生活保護法第 63 条費用返還請求における他債権に対する優先性の担保

- ・ 不動産などの資力を有しながらも、すぐに活用できず生活に困窮する「急迫状態」にある者には生活保護が適用されます。その後に、現金化などにより資力を活用することが可能になった時点で、被保護者は支給された保護費を返還しなければなりません（生活保護法第 63 条）。
- ・ しかし、保護費を返還した後に被保護者が破産を申し立てた場合、破産管財人から返金を求める訴訟が提起されると、税のように地方自治体の優先権が認められず、返金を命じる判決が出される傾向にあります（横浜市では 2 件あり、現在控訴中）。
- ・ これは、税金で支出された保護費が他債権者への弁済に充てられることになるため、生活保護制度への信頼を揺るがしかねない状態です。また、債務がある被保護者に請求権の行使ができなくなる恐れが生じるなど実務上大きな支障が生じます。
- ・ 「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」（27 年 12 月閣議決定）でも、必要な措置を講ずるとされており、国・地方自治体共有の課題となっています。
- ・ そこで、30 年をめどに行われる生活保護制度見直しに合わせて、国税徴収の例にならい、生活保護法及び破産法において、費用返還請求における他債権に対する地方自治体の優先性を明確に規定することを提案します。

2 無料低額宿泊事業の適正化の推進

- ・ 無料低額宿泊所は、社会福祉法に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用する事業」に基づき届出がされている施設です。
- ・ 横浜市では、国の「無料低額宿泊事業の設備・運営等に関する指針」を基に、無料低額宿泊事業のガイドラインを定め、事業者に対して施設開設の際の事前調整などの規定を設けるなど事業の適正実施に取り組んでいます。
- ・ 事業の適正化を徹底するためには、必要に応じて事業者に命令を行うなどの強制的な措置が有効な場合があり、そのための政省令などの法令整備を提案します。

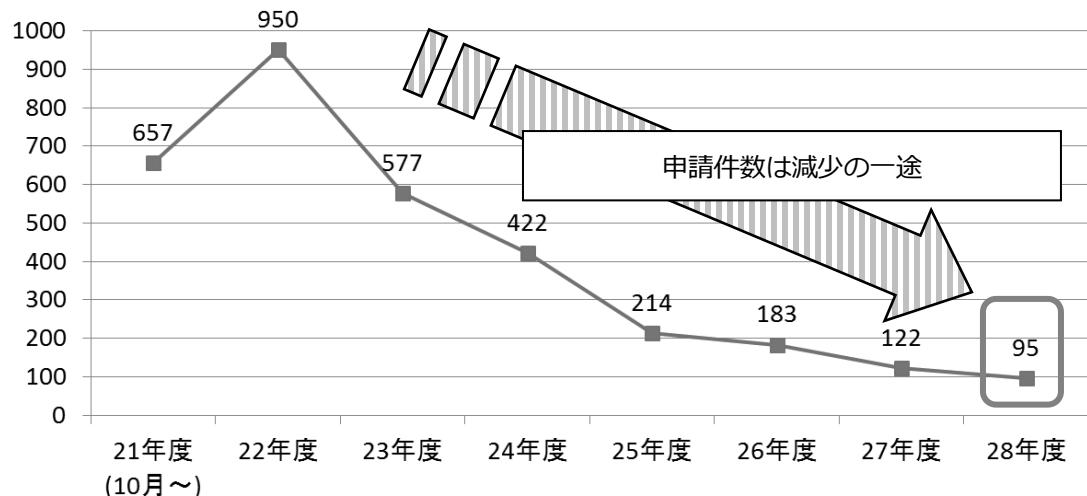
3 生活困窮者の住まいの確保に向けた家賃補助等の支援策の創設

- 「生活困窮者自立支援制度」において、横浜市では、「住居の確保」に関する相談が483件（29年3月時点）となっており、相談全体の約1割を占めています。
- 住居確保給付金制度は、住まいの確保・安定の面から求職活動を支えるという点で効果的ではありますが、申請件数は、前身の住宅手当制度が開始された21年度以降減少して、28年度は95件となっており、相談者のニーズに十分対応しきれれているとはいえません。
- 多様な相談を包括的に受け止める中で、低所得高齢者や長期ひきこもり等により直ちに就労に結びつくことが難しい人の家賃負担の問題に加え、連帯保証人、緊急連絡先の確保等が課題となっており、長期継続的な住まいの確保に向けた有効な支援策が必要となっています。
- 生活保護を受給せずに自立するために有効な、幅広い世代や様々な状況に応じた「住まい」に対する家賃補助を含む支援策の創設を提案します。

■生活困窮者自立支援制度における横浜市での初回相談の主訴（28年度）【項目3関連】

就労相談	滞納・債務・収支バランス	住居	教育・学習	健康・医療	金銭等給付希望	他制度・その他	合計
1,483	1,219	483	108	112	514	517	4,436

■住居確保給付金（旧住宅支援給付）制度の申請件数の推移【項目3関連】



住宅確保給付金の申請要件等

- 離職後2年以内、65歳未満、就職活動を行っていることなどが申請の要件
- 給付金の支給期間は原則3か月（一定の条件を満たせば2回を限度に3か月延長可）
- 敷金等の初期費用は支給対象外のため自己資金等の工面が必要

提案の担当／健康福祉局生活福祉部生活支援課長 鈴木 茂久 Tel 045-671-2367

健康福祉局生活福祉部援護対策担当課長 佐藤 潤 Tel 045-671-2374

子どもの医療費助成の充実に向けた環境整備 (厚生労働省)

義務教育就学前の子どもの医療費に対する自己負担割合を1割に引き下げる健康保険法等の改正

【提案の背景・必要性】

- 少子化の流れに歯止めをかけ、社会の活力を維持していくためには、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指し、経済的負担の軽減など、国を挙げて子育て環境の整備を充実させることが喫緊の課題です。
- 国においても、少子高齢化に真正面から挑み、「夢をつむぐ子育て支援」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けて取り組んでいくこととされています。
- 子どもの医療費については、健康保険制度の自己負担割合が、義務教育就学前までは2割、義務教育就学後は3割となっています。全ての子どもに関わる施策として、子育て世代の关心及び期待が非常に大きいため、この自己負担分に対して、地方自治体が独自に助成を行っていますが、助成水準は財政状況等により自治体間に格差があります。
- しかしながら、出産や子育てに関する医療面での経済的負担の軽減は、本来、ナショナルミニマムの保障に係るものであり、国の責任において環境を整備することが重要です。

【提案内容の説明】

- 国においては、平成20年4月に健康保険法等が改正され、義務教育就学前までの子どもの医療費の自己負担割合が、2割に軽減されました。しかし、一定の負担軽減が行われたものの、依然、地方自治体の負担には大きな自治体間格差が生じています。
- 地方自治体が実施する子どもの医療費助成制度を安定させ、全ての自治体で安心して子育てできる環境にするために、義務教育就学前の子どもの医療費に対する健康保険の自己負担割合を更に1割へと引き下げるなどを提案します。

横浜市の小児医療費助成制度の対象年齢助成範囲

※保険診療の一部負担金を助成

年齢	対象診療	所得制限	一部負担金
0歳	通院・入院	なし	なし
1歳～小学3年生	通院・入院	あり	なし
小学4年生～6年生	通院・入院	あり	あり
中学卒業	入院	あり	なし

※29年4月から、通院助成の対象年齢を小学6年生まで拡大

小児医療費助成の現状

(0歳児～就学前児童)

(保険負担)

自己負担 2割

各地方自治体が助成

各地方自治体が独自に
医療費助成を実施

地方自治体の財政状況等により、
小児医療費の格差が生じている！！

要望事項

(0歳児～就学前児童)

(保険負担)

自己負担の更なる引下げ



自己負担 1割

各地方自治体が助成

本来、医療費助成は、全国どの市町村に住んでいて
も同じ水準で受けられることが望ましい。

義務教育就学前児童に対する医療費の自己負担額を
1割に引き下げる健康保険法等の改正

障害児者相談支援に係る制度の充実(厚生労働省)

- 1 事業所あたりの標準取扱件数を設定することによる相談支援の質の向上
- 2 相談支援の報酬体系の改善

【提案の背景・必要性】

- ・ 平成 27 年 4 月から、全ての障害福祉サービス等の利用申請に際して、計画相談支援等により、原則として全ての障害児者に対する専門的な相談支援が実施されることになりました。
- ・ それに伴い、市町村では、計画相談支援等の事業所数及び取扱件数の「量的」な側面の拡大を進めています。
- ・ しかしながら、現行制度では事業性が担保しにくいことから事業所数は増加しておらず、少数の事業所に計画相談支援業務が集中することにより膨大な件数を取り扱わざるを得ない状況となっています。
- ・ その結果、相談支援の質の確保が困難となっており、国においても、平成 28 年度に厚生労働省による「相談支援の質の向上に向けた検討会」が開催され、計画相談支援等の「質的」な側面の整備が課題とされています。

【提案内容の説明】

1 事業所あたりの標準取扱件数を設定することによる相談支援の質の向上

- ・ 同様の趣旨で実施されている介護保険制度の居宅介護支援では、質の確保のために、ケアプランの標準取扱件数（35 件）が設定されています。しかし、障害福祉分野のケアプランである計画相談支援等では、標準取扱件数の設定がなく、100 件以上を担当している事業所も存在しています。
- ・ その結果、相談支援の質の確保が困難な状況となっており、計画相談支援等の質の確保のためには、**介護保険制度と同様に、標準取扱件数（35 件）の設定が必要です。**

2 相談支援の報酬体系の改善

- ・ 介護保険制度の居宅介護支援では、標準取扱件数とともに、基本報酬の設定があり、標準取扱件数を確保できれば、事業性を担保できる体系となっています。しかし、現行の障害者総合支援法等では、そのような報酬体系がないため、取扱件数の量的拡大を図らなければ、事業運営が難しい状況です。
- ・ 計画相談支援等の質の確保と事業性の担保を両立するには、一定件数内（35～45 件程度）で相談支援専門員の報酬上乗せなどによる報酬体系の改善が必要です。

■計画相談支援等の概要

- 根拠：障害者総合支援法（計画相談支援）等
- 実施年：24年度から段階的に導入し、27年度から本格実施
- 目的：①定期的なケアマネジメントを行う体制の確立
②障害児者のサービスに関する選択肢の拡大
③市区町村の支給決定の裏付け又は第三者的な観点からの評価の実施
- 業務：「サービス等利用計画（案）」の作成や継続的な状況把握を行う「モニタリング」等の実施

■計画相談支援と介護保険制度（居宅介護支援）の比較

項目	計画相談支援	介護保険制度（居宅介護支援）
計画作成者の呼称	相談支援専門員	介護支援専門員（ケアマネジャー）
業務内容	基本相談支援（相談支援）、サービス等利用計画の作成、モニタリングの実施	相談支援、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成、モニタリング、介護保険サービス等の給付管理
資格	初任者研修の修了及び一定程度の実務経験	国家資格
計画作成者一人当たり担当件数	基準、上限等はなし	標準件数 35件（要介護）
報酬単価	計画作成 1,611 単位/回 モニタリング 1,310 単位/回	要介護1・2 1,000 単位/月 要介護3～5 1,300 単位/月
対象者一人当たりの年間報酬額	計画作成 1回、モニタリング4回 計 6,851 単位、約 73,300 円	要介護1・2 12,000 単位 約 128,400 円 要介護3～5 15,600 単位 約 166,920 円
報酬の考え方	計画作成、モニタリング実施時のみに請求可能 ※モニタリング頻度により報酬額が変動	対象者一人ごとに毎月算定 その他加算あり

■計画相談支援と介護保険制度（居宅介護支援）の報酬の違い

- 計画相談支援と介護保険制度（居宅介護支援）では、対象者一人当たりの年間報酬額で約93千円の差が生じる（要介護3の基本単価で積算した場合）。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間報酬
居宅	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	166千円
介護	単位												
計画	1,310	1,310	1,310			1,310						1,611	73千円
相談	単位	単位	単位			単位						単位	

- 現行の報酬体系で、計画相談支援が介護保険制度（居宅介護支援）の標準取扱件数（35件）を担当した場合、相談支援専門員一人当たりの年間報酬額は2,565,500円にとどまる。そのため、単独事業として実施することが困難である。

提案の担当／健康福祉局障害福祉部障害福祉課長 佐藤 祐子 TEL 045-671-4130

国民健康保険に係る国庫負担金減額調整措置の見直し（厚生労働省）

医療費の一部負担への助成を行っている地方自治体に対する**国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整措置の廃止**

【提案の背景・必要性】

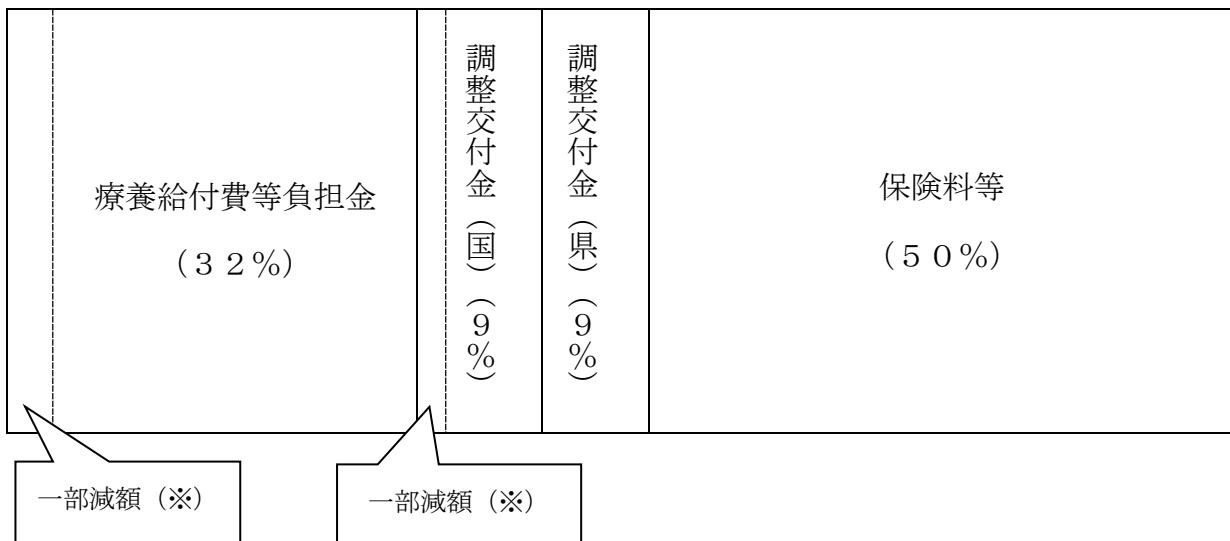
- ・ 重度障害者、子ども、ひとり親家庭等の医療費について、地方自治体は、健康保険制度の自己負担分へ助成を行っています。
- ・ 国は、地方自治体の助成によって自己負担が軽減されることは医療費の増加につながるとして、独自に助成を行っている地方自治体に対して、**国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整措置**を講じています。
- ・ しかしながら、これらの自己負担軽減策は、本来、全国一律に行うべきものであり、ほとんどの地方自治体で一部負担への助成を行っている状況を踏まえると、減額調整措置は、公的医療保険制度における自治体間の公平性を担保するものとして既に有効に機能していません。
- ・ 国は、義務教育就学前の子どもの医療費に係る助成に伴う減額調整措置については、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく検討の結果、適用対象としないこととしましたが、それ以外の助成への適用は依然として継続しています。
- ・ 減額調整措置により医療費の抑制を図ることは、障害者等への支援を阻むことにつながりかねず、地方自治体にとって大きな財政負担となります。
- ・ 特に、重度障害者に対する減額調整措置は、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が自立し、積極的に社会に参加・貢献していくことができる地域共生社会の実現や、障害者等が最大限活躍できる環境を整備するために治療と職業生活の両立支援等を推進していく國の姿勢とは相いりません。

【提案内容の説明】

- ・ 医療費の一部負担への助成を行っている地方自治体への国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整措置を廃止することを提案します。

国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整措置部分

【国民健康保険医療給付費の財源構成モデル】



※ 療養給付費等負担金（32%）及び調整交付金（国）（9%）の一部が減額されています。

横浜市が一部負担への助成を行っていることで減額された国民健康保険に係る国庫負担金（療養給付費等負担金）の額（27年度）

	全体（千円）	未就学児（再掲）（千円） 【※30年度から減額措置廃止】
重度障害者	1,333,767	5,517
小児医療費	170,983	143,869
ひとり親家庭等	159,157	17,125
合計	1,663,907	166,511

提案の担当／健康福祉局生活福祉部保険年金課長
健康福祉局生活福祉部医療援助課長

畠岸 真哉 TEL 045-671-2373
岩崎 均 TEL 045-671-3694

特別養護老人ホーム待機者解消に向けた取組の推進（厚生労働省）

特別養護老人ホームにおける医療的ケアが必要な方の受入促進に向けた**介護報酬の上乗せ（医療的ケア加算の創設）**

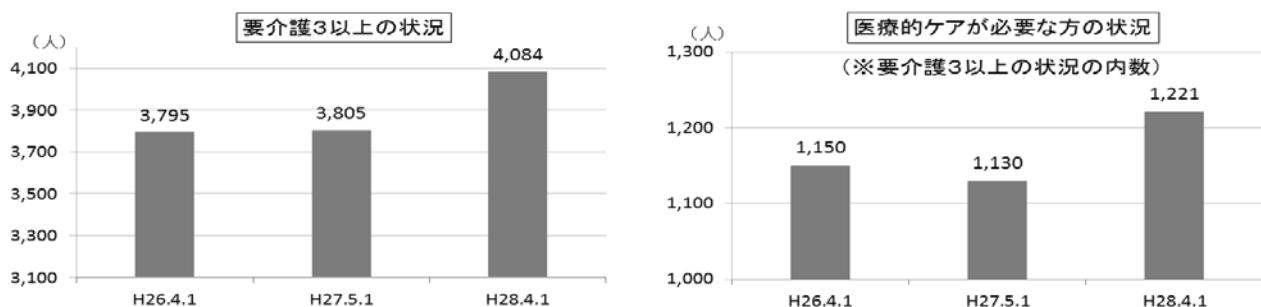
【提案の背景・必要性】

- 介護保険法の改正によって、特別養護老人ホームについては、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として重点化を図り、平成 27 年 4 月以降の新たな入所者は、原則として「要介護 3 以上」になりました。
- 横浜市における要介護 3 以上の入所待ち者数は、4,000 人を超える状況となっており、今後も医療的ケアが必要な入所申込者が増加することが見込まれています。

【提案内容の説明】

- 特別養護老人ホームでは、人件費の負担が大きいため看護職員を事業者が十分に確保できず、医療的ケアが必要な方の受け入れをやむを得ず制限している現状が見られます。これは、優先順位が高いにもかかわらず、入所に至っていないケースが増加している要因となっており、こうした方々の受入促進が喫緊かつ重要な課題です。
- 横浜市では、独自事業として、医療的ケアが必要な方を多く受け入れる施設に対し、人件費等の運営支援として助成金を交付することで、医療的ケアが必要な方の受入促進を図っています。
- 16 年度の事業開始以降、施設側の努力と市側の後押しが相まって、医療的ケアが必要な方の受入割合は、年々上昇している状況となっています。
- しかし、制度改革による入所要件の重点化に伴い、医療的ケアが必要な方の受け入れが増加し、年々事業費が増加傾向にあるため、事業運営にあたっては、財源の確保が大きな負担となっています。
- 特別養護老人ホームにおいて、今後も増加が見込まれる医療的ケアが必要な方を十分に受け入れるために、現状の介護報酬や自治体レベルの支援のみでは困難です。30 年度の診療報酬と介護報酬の同時改定に合わせて、医療的ケアが必要な方を特別養護老人ホームで受け入れた場合は加算を設けるなど、介護報酬の上乗せを提案します。

■特別養護老人ホーム入所申込者の状況



■医療処置が必要な人の入所を受け入れられない理由（横浜市高齢者実態調査：26年3月）

- 各施設において、医療処置が必要な方を受入れられない理由（第1位）
：「看護職員の体制が不十分だから」（53.8%）
- 医療対応が必要な方を受け入れるために今後必要なこと（第1位）
：「看護職員の配置基準を上げる」（46.6%）

■医療対応促進助成事業（横浜市独自事業）について

次の要件を満たす特別養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所に対し助成。

- (1) 看護職員、介護職員のいずれについても、横浜市の基準条例に基づく配置基準を超えて配置している施設
- (2) 各月において、医療依存度の高い利用者が、特別養護老人ホームは定員の 15%以上、短期入所生活介護事業所はひと月の実利用者数の 10%以上となる施設

■地域医療構想における在宅医療需要



- 在宅医療等とは・・・

居宅、特別養護老人ホーム、老人保健施設など医療を受ける人が療養生活を営むことができる場所であり、病院・診療所以外の場所における医療等を指す。

地域包括ケアシステム構築に向けた介護人材確保の取組の推進（厚生労働省）

- 1 指定都市が地域医療介護総合確保基金を主体的に活用できる仕組みの構築
- 2 介護職員宿舎借上げ支援の導入に向けた補助制度の創設

【提案の背景・必要性】

- ・ 横浜市における 65 歳以上の高齢者数は 88.9 万人、高齢化率は 24.0% といずれも過去最高となり、今後急激な増加・上昇が見込まれています。
- ・ それに伴い、2025 年には要介護高齢者数も 1.5 倍以上の増加が見込まれており、介護ニーズが一層増大していく中で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしく最後まで暮らし続けることを目指した地域包括ケアシステムを推進していく必要があります。
- ・ このような状況の中で、介護を担う人材の不足は深刻な状況となっており、2025 年には、全国で 37.7 万人、神奈川県下でも約 2.5 万人の介護人材が不足すると見込まれています。
- ・ 介護従事者の賃金は、他産業と比べて低い水準にとどまっている上に、「精神的・肉体的にきつい」といった介護職場のマイナスイメージが定着しています。
- ・ また、介護を理由に仕事を辞めざるを得ない介護離職者が、全国で年間 10 万人を超えており、日本経済を支える現役世代が、介護しながら安心して仕事を続けられるようにするためにも、介護に係る環境整備は必要不可欠であり、介護人材の確保に向けた取組をなお一層推進する必要があります。

【提案内容の説明】

1 指定都市が地域医療介護総合確保基金を主体的に活用できる仕組みの構築

- ・ 神奈川県に設置されている地域医療介護総合確保基金を活用した介護人材の確保事業については、必ずしも大都市がその特性に応じ、主体的に同基金を活用して取り組める仕組みにはなっていません。これまでも、神奈川県に対して同基金の活用について申入れをしてきましたが、実現のめどはたっていません。
- ・ 横浜市には県内全介護保険事業所の約 4 割が集中する一方で、県内でも人口規模等に応じて介護事情や課題も異なることから、地域特性に応じた事業の展開が求められます。市内介護事業所と連携して効率的に介護人材の確保・

育成に取り組むためにも、県から指定都市への財源の交付が必要であり、指定都市として主体的に計画を策定して執行できる枠を設定するなど、同基金の執行ができる仕組みを講じるよう提案します。

2 介護職員宿舎借上げ支援の導入に向けた補助制度の創設

- ・ 介護人材の確保対策として、国において「保育士宿舎借上げ支援事業」が既に制度化されているのと同様に、市内介護施設等を運営する事業者が雇用する介護職員向けに、UR 等公的賃貸住宅の空き家の利活用を始めとする宿舎借上げ支援事業の導入のため、補助制度の創設を提案します。
- ・ これにより、住宅費負担が一定期間軽減されることで、介護職員の待遇改善が図られ、介護人材の確保及び定着につながると考えます。また、公的賃貸住宅の空き家問題の解消や、入居する介護職員の緩やかな見守り等による地域コミュニティの活性化等の効果も期待されます。

<参考>

■ 専用住宅の1畳当たり家賃・間代が全国の1.4倍と最も高い関東大都市圏

専用住宅の1畳当たり家賃・間代を3大都市圏別にみると、関東大都市圏が4,256円、中京大都市圏が2,804円、近畿大都市圏が3,017円となっており、関東大都市圏が他の大都市圏に比べ高くなっている。また、関東大都市圏のみが全国を上回っており、全国(3,051円)の1.4倍となっている。これを所有の関係別に見ても、関東大都市圏はいずれも全国を上回っており、特に民営借家(木造)は、全国の1.5倍となっている。

■ 保育士宿舎借上げ支援事業概要

保育施設等を経営する事業所による、保育士向け宿舎の借上げを支援するために、必要な経費の助成を行う。(国1/2、市1/4、保育施設等の設置者1/4)

【補助対象】市内で保育施設等を設置し、運営している法人

【補助対象保育士】事業者に新規雇用された者もしくは雇用開始年度から10年未満の保育士

【助成内容】

対象経費	雇用する保育士向け、宿舎借上げに係る経費のうち賃借料、共益費(管理費)。 <u>※礼金、更新料、敷金等は対象となりません。</u>
補助率	対象経費の3/4
助成金額	宿舎1戸当たり月額82,000円の3/4(61,000円)を上限(1,000円未満は切り捨て)
助成期間	事業者の雇用する保育士が、借上げ宿舎に入居している期間。ただし、事業者に雇用された者で、雇用開始の日が属する会計年度から起算して <u>10年目の会計年度末まで</u> の保育士とする。

地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療提供体制の整備と充実（厚生労働省）

- 1 医師間の重層的なバックアップシステム構築への支援**
- 2 要件を緩和した在宅療養支援診療所類型の新設**

【提案の背景・必要性】

- ・ 地域包括ケアシステムを実現するためには、医療と介護の連携及び在宅医療を担うかかりつけ医の育成・確保が重要です。
- ・ 横浜市では横浜市医師会と協働し、市内全区に在宅医療連携拠点を置き、各拠点では医師向けに在宅医療に関する研修を行う等、医師確保に努めています。また、平成 28 年度は在宅医療に関心を持つ医師を対象に在宅医療を行っている医師が講師として同行訪問する研修事業を横浜市医師会と協働で実施し、新たに在宅医療を行う医師 53 名を養成しました。しかし、医師にとって「24 時間体制の患者の往診」「緊急時の往診体制の確保」等が、非常に大きな負担となっています。

【提案内容の説明】

1 医師間の重層的なバックアップシステム構築への支援

- ・ 横浜市では医師の負担軽減のため、平日・日勤帯を担当するかかりつけ医と、休日・夜間帯の在宅医療対象者の急変時の対応を医師会医師が輪番制で担当する等、医師間の重層的なバックアップシステム構築を行うモデル事業を 29 年度から新たに実施します（市費で対応）。
- ・ このような地域の取組を国においても制度化するよう提案します。

2 要件を緩和した在宅療養支援診療所類型の新設

- ・ 増加する在宅医療ニーズに対応するためには、現在の在宅療養支援診療所の類型を多様化することにより、市内の診療所が、より在宅医療を行いやすくなることが必要です。在宅療養支援診療所における 24 時間対応の要件を緩和し、日中や夜間、休日のみの対応でも既存の在宅療養支援診療所に準じた評価を行うよう提案します。

■医師間の重層的なバックアップシステム構築を行うモデル事業 イメージ

	月	火	水	木	金	土	日
日							
中	かかりつけ医が担当						
夜	医師会員の輪番によるバックアップ						
間							

■在宅療養支援診療所（在支診）について

(1) 在宅療養支援診療所の定義

地域において在宅医療を支える 24 時間体制の窓口として、他の病院、診療所等と連携を図りつつ、24 時間往診、訪問診療等を提供する診療所

(出典：厚生労働省保険局医療課「平成 26 年度診療報酬改定の概要」)

(2) 在宅療養支援診療所数（機能強化型在宅療養支援診療所を含む）

横浜市	28 年 6 月	29 年 1 月	増減	全国(26 年 10 月)
在支診 (対 10 万人)	356 (9.5)	346 (9.2)	-10	14,188 (11.1)

(3) 在宅療養支援診療所の施設基準の概要

	機能強化型在支診		在支診	新しい在支診の類型
	単独型	連携型		
全ての在支診が満たすべき基準	①24 時間連絡を受ける体制の確保 ②24 時間の往診体制 ③24 時間看護体制 ④緊急時の入院体制 ⑤連携する医療機関等への情報提供 ⑥年に 1 回、看取り数等を報告している			左記①・②の要件を緩和
機能強化型在支診が満たすべき基準	在宅医療を担当する常勤の医師 3 人以上	在宅医療を担当する常勤の医師連携内で 3 人以上		
	過去 1 年間の緊急往診の実績 10 件以上	過去 1 年間の緊急往診の実績 連携内で 10 件以上・各医療機関で 4 件以上		
	過去 1 年間の看取りの実績又は超・準超重症児の医学管理のいずれか 4 件以上	過去 1 年間の看取りの実績が連携内で 4 件以上、各医療機関において看取りの実績又は超・準超重症児の医学管理のいずれか 2 件以上		

(出典：厚生労働省保険局医療課「平成 28 年度診療報酬改定の概要」一部改変)

提案の担当／医療局疾病対策部がん・疾病対策課在宅医療担当課長 西野 均 TEL 045-671-3609

2025年に向けた医療機能の確保（厚生労働省）

- 1 医療計画の策定等にかかる事務・権限の移譲
- 2 地域医療介護総合確保基金における指定都市枠の設定

【提案の背景・必要性】

- ・ 28年10月に策定された地域医療構想の2025年の医療需要推計では、横浜市で約7千床の病床が不足することが明らかになりました。この不足数は市域単位としてみれば全国最大の規模であり、将来の医療需要を踏まえた医療提供体制を確保する取組を迅速かつ確実に進める必要があります。

【提案内容の説明】

1 医療計画の策定等にかかる事務・権限の移譲

- ・ 医療計画は、医療法の規定により都道府県が定めることとされていますが、横浜市では、市域の課題について主体的に解決していくため、保健医療分野における中期的な計画として「よこはま保健医療プラン」を策定しており、医療計画に記載すべき5疾病・4事業、在宅医療のほか、保健医療施策等も幅広く記載しています。プランに基づき、地域中核病院や救急医療提供体制の整備、在宅医療連携拠点の全18区設置などの施策を展開している実績もあり、横浜市が自ら医療計画を策定することは十分に可能です。
- ・ 横浜市は、将来に向けて医療・介護ニーズが増大するなど、県内でも他地域とは異なる状況にあります。二次医療圏が市域で完結していることを踏まえ、同時期に横浜市において策定する介護保険事業計画との整合を図りつつ、都道府県の事務とされている基準病床数の算定を始め、地域の実情に合わせた医療計画を、指定都市が自ら策定することができるよう、制度の改正を提案します。

2 地域医療介護総合確保基金における指定都市枠の設定

- ・ 地域医療構想の実現に向けた取組に活用できる地域医療介護総合確保基金は国が2/3を負担し、県も1/3を負担することから、事業化にあたっては県の財政状況の影響を受けています。事業計画の策定権限は県にありますが、横浜市の医療課題の解決に活用できるように、希望する指定都市については自ら計画を策定して執行できる枠を設定する制度改正を提案します。

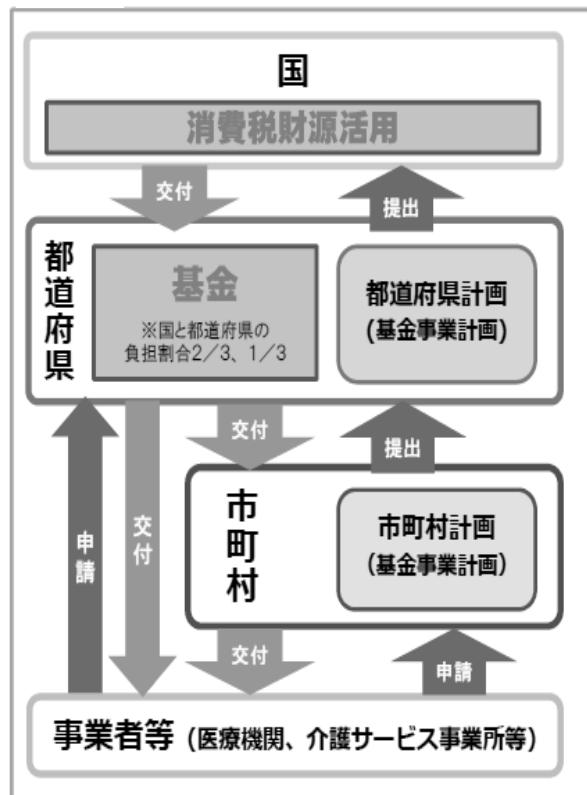
<横浜市における2025年の必要病床数>

	2015年の病床数 (病床機能報告)	2025年の必要病床数 (推計値)	不足病床数
高度急性期	5,782床	4,187床	△1,595床
急性期	10,133床	10,687床	554床
回復期	2,057床	8,883床	6,826床
慢性期	4,448床	6,398床	1,950床
未選択等	287床	—	
合計	22,707床	30,155床	7,448床

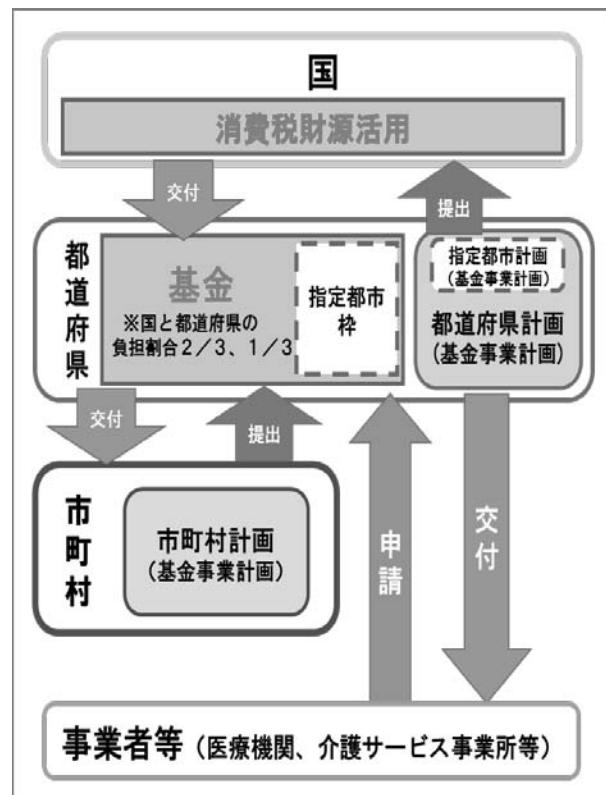
*現行の基準病床数(平成25~29年度)・・・22,190床

<地域医療介護総合確保基金の概要>

現状



要望案



廃棄物発電での余剰電力売却に係る制度の充実 (経済産業省)

- 1 廃棄物発電事業の安定性確保に向けた小売電気事業者登録制度の充実
- 2 F I T 制度の適用期間経過後及びR P S 制度経過措置廃止後の廃棄物発電事業に対する新たな支援制度の導入

1 廃棄物発電事業の安定性確保に向けた小売電気事業者登録制度の充実

- ・ 横浜市では、廃棄物発電での余剰電力を 17 年度から競争入札で売却していますが、27 年度に売却先であった特定規模電気事業者が破産し、横浜市を含め、多くの自治体が被害を受けました。
- ・ 多くの小売電気事業者の登録がある中で、地方自治体が、契約締結にあたって個別に相手先の経営状況を把握することには限界があります。
- ・ 地方自治体が行う市民サービスに影響が出ることがないよう、安定した廃棄物発電事業の実施のためには、小売電気事業者の登録申請時の審査に加えて、登録後も、定期的に経営状況を確認するなどの国による支援が必要です。

2 F I T 制度の適用期間経過後及びR P S 制度経過措置廃止後の廃棄物発電事業に対する新たな支援制度の導入

- ・ 国においては、再生可能エネルギーの普及を図るため、15 年から、電力会社に再生可能エネルギーによりつくられた電気を一定割合以上で利用することを義務付ける「R P S 制度」が開始されました。また、24 年からは、更なる普及促進を図る新制度として、電力会社に再生可能エネルギーによりつくられた電気を一定価格で買い取ることを義務付ける「F I T 制度」が開始されました。
- ・ 「F I T 制度」は、適用期間が電気の供給開始から 20 年間までに限定されており、また、「R P S 制度廃止に伴う経過措置」も 33 年度に廃止されます。
- ・ 横浜市では、廃棄物発電事業において、焼却工場の稼働開始時期に応じて、「F I T 制度」または「R P S 制度廃止に伴う経過措置」のいずれかを活用してきましたが、33 年度には全ての焼却工場がこれらの制度の適用対象外となります。
- ・ 焼却工場の長寿命化等の老朽化対策により稼働年数の長い施設が増える中、廃棄物発電を含めた再生可能エネルギーの活用の促進を図るために、F I T 制度の適用期間後及びR P S 制度経過措置廃止後の廃棄物発電事業に対して新たな支援制度を導入することが必要です。

【参考】小売電気事業者登録制度（項目1関連）

現 状	提 案
<ul style="list-style-type: none"> 電気の小売供給にあたっては、小売電気事業者として登録する必要があるが、経営状況に関する審査が行われるのは登録時のみ 	➡ 登録時だけでなく、定期的に経営状況を確認
<ul style="list-style-type: none"> 多数の小売電気事業者の登録がある中で、地方自治体が個別の相手先の経営状況を把握することには限界がある 	➡ 経営状況が悪化した小売電気事業者は登録を取り消す措置を行うなど、審査体制を強化

【参考】RPS制度とFIT制度（項目2関連）

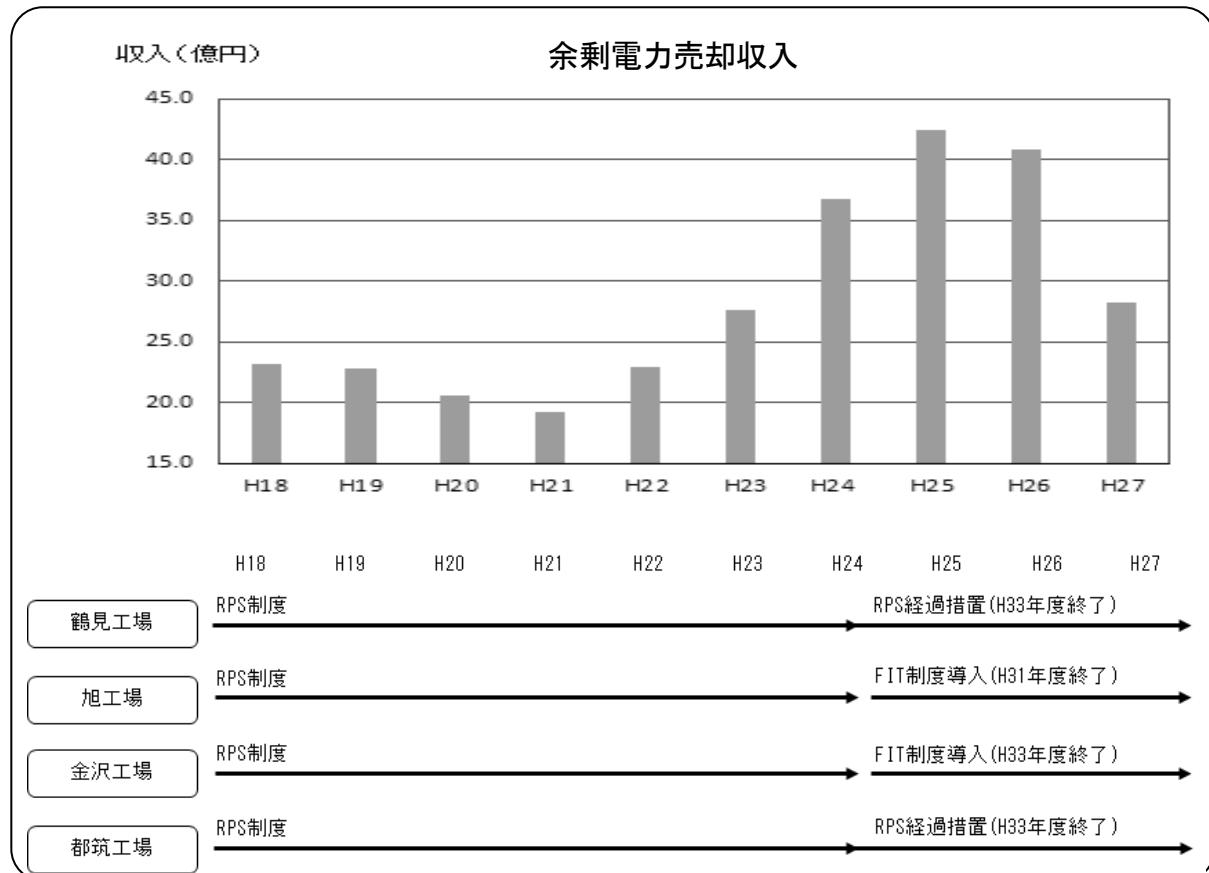
◆ RPS制度 (Renewables Portfolio Standard)

電力会社に対して、一定割合以上の再生可能エネルギー電気の利用を義務付ける制度。

電力会社は、自ら再生可能エネルギー電気を発電するか、ほかから購入するなどして義務を履行します。

◆ FIT制度 (Feed-in Tariff) (固定価格買取制度)

今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えるため、電力会社が再生可能エネルギー電気を法令で定められた一定の価格で買い取ることを約束する制度。電力会社は、買取りに必要な費用の一部を、電気の利用者から賦課金という形で集めます。



提案の担当／資源循環局適正処理計画部施設課長 八鍬 浩 Tel 045-671-2527

超小型モビリティの実用化及びワンウェイ型カーシェアリングの規制緩和の推進（国土交通省）

- 1 超小型モビリティの実用化へ向けた早期の制度構築
- 2 ワンウェイ型カーシェアリングの利便性向上に向けた規制緩和の推進

1 超小型モビリティの実用化へ向けた早期の制度構築

- ・ 横浜市では、「誰もが暮らしたいまち」、「誰もが活力あるまち」の実現を目指す「環境未来都市」の取組の一環として、超小型モビリティの実用化を目指した実証実験を行っています。
- ・ 超小型モビリティについて、国は、地方自治体での先導的・試行的な導入を図るため「超小型モビリティ認定制度」による規制緩和を行っていますが、エリアや車両を限定して公道走行を可能とするものにとどまっており、現行法では超小型モビリティに道路運送車両としての位置付けがありません。
- ・ 低炭素社会を実現するための重要なツールとして普及促進を図るために、超小型モビリティを道路運送車両の種別として原動機付自転車並みの種別に位置付けるなど、早期の制度構築が必要です。

2 ワンウェイ型カーシェアリングの利便性向上に向けた規制緩和の推進

- ・ 海外の都市では、路上での貸渡し、返却ができるワンウェイ型カーシェアリングが、有効な移動手段として普及しています。
- ・ 日本においても、EV車両による利便性の高いワンウェイ型カーシェアリングは、温暖化対策に資する有効な手段と考えられます。
- ・ 現在、原付種別で実験が進められている道路上での貸渡しを、今後は全ての超小型モビリティに拡大する、又は車両の貸渡し、返却を行う駐車場について専用枠以外での利用を可能にするなど、超小型モビリティによるカーシェアリングの実用化と利便性向上に向けた多様かつ柔軟な取扱いが必要となります。

1 超小型モビリティの実用化へ向けた早期の制度構築

現状

道路運送車両法等

- ・超小型モビリティ(原付以外)は「道路運送車両」としての位置付けなし
- ・軽自動車として位置付けられた場合、配置事務所、使用の根拠、保管場所として、専用の車枠が路外に必要

超小型モビリティ認定制度

- ・認定を受ければエリアを限定した公道走行が可能
- ・地方自治体などが計画を策定し、地方運輸局に申請
- ・安全・環境性能が低下しない範囲で一部の基準を緩和

提案

超小型モビリティの普及促進のため、道路運送車両法の種別として原付並みの種別に新たに位置付ける

・公道の走行は、
認定を受けた車両
の限定期的な実証実
験に限られている
ため、今後の
実用化が課題

・自動車扱いのた
め、柔軟な取り扱
いが課題

原付並みに連携法令が
適用外となる種別を追加

道路運送車両法における道路運送車両の種別

	原動機付自転車	新たな位置付け が必要	自動車	
	第一種原動機付 自転車	超小型モビリティ	軽自動車	普通自動車・ 小型自動車
道路運送法 80 条	適用外	適用外	適用	適用
自動車の保管場所の確保 等に関する法律 3 条	適用外	適用外	適用	適用

※道路運送車両法第2条：この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

道路運送車両法第7条：次に掲げる事項を記載した申請書に～提出し、かつ、当該自動車を提示しなくてはならない。

五 使用の本拠の位置（他号省略）

道路運送法第80条：自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。

自動車の保管場所の確保等に関する法律3条：自動車の保有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の保管場所を確保しなければならない。

2 ワンウェイ型カーシェアリングの利便性向上に向けた規制緩和の推進

現状

- ・海外の都市では路上での貸渡し、返却ができるワンウェイ型カーシェアリングが有効な移動手段として普及
- ・日本においても温暖化対策の有効な手段と考えられる。
 - ・カーシェアリング車両の貸渡・返却には専用の車枠の設置が必要
 - ・駐車場内に専用枠以外の他の空車枠があっても返却できず、その後の貸渡もできない
 - ・道路上での自動車の貸渡ができない。

提案

ワンウェイ型カーシェアリングの利便性向上のためには、原付種別で実験が進められている道路上での貸渡しを可能にする、又は専用枠以外での利用を可能にするといった多様かつ柔軟な取り扱いが必要

貸渡・返却の機会を拡大し、利用者の利便性を向上させることが課題

- ・専用の車枠は限られており、希望通りの利用ができないことがある
- ・費用負担が大きいため、事業者は十分な専用の車枠の確保ができていない

公共施設の老朽化対策の推進（国土交通省、文部科学省、環境省）

1 道路・港湾施設・下水道施設・河川施設・公園施設等の老朽化対策

(1) 防災・安全交付金の所要額確保と計画的な老朽化対策等の事業への重点的な配分

(2) 防災・安全交付金の対象施設・事業の拡充と規模要件の緩和

2 学校施設の老朽化対策

(1) 学校施設環境改善交付金の所要額確保

(2) 老朽校舎の改築に係る補助率の見直し

3 廃棄物処理施設等の整備に係る支援の充実

(1) 焼却工場の安定稼働のための定期整備への財政措置

(2) 施設の長寿命化を図る基幹改良事業の補助対象の拡充

(3) 収集事務所等の関連施設の再整備への財政措置

4 公衆トイレの改修及び再整備に向けた支援の拡充

【提案の背景・必要性】

- 市民生活やあらゆる社会経済活動を支える、道路・港湾施設・下水道施設・河川施設・公園施設や、学校施設、廃棄物処理施設などの公共施設は、高度経済成長期以降に大量かつ集中的に整備され、一部の施設については既に老朽化が深刻化するとともに、更に今後 20 年間で老朽化する施設が急速に増加します。
- 国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月）や「社会资本整備重点計画」（27 年 9 月）では、国や地方自治体等の管理者が一丸となって、戦略的な維持管理・更新等に取り組み、維持管理のメンテナンスサイクルを構築すること等が掲げられました。
- また、地方自治体には、28 年度までに「インフラ長寿命化計画」（行動計画）を策定し、更に、施設ごとに「個別施設計画」を策定することが求められています。
- 老朽化対策の実施にあたっては、点検・診断から様々な規模の修繕・更新までを、個別施設計画に基づき、適切な時期に着実かつ効率的・効果的に進めることで市民の安全・安心を確保することはもとより、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減し、事業費の平準化を図ることが可能となります。
- 公共施設のメンテナンスサイクルを計画的に、かつ確実に循環させ、老朽化対策を推進するためには、国の支援が不可欠です。

【提案内容の説明】

1 道路・港湾施設・下水道施設・河川施設・公園施設等の老朽化対策

- 老朽化対策などを支援する防災・安全交付金について、公共施設のメンテナンスサイクルを計画的かつ確実に循環させられるよう、地方自治体が必要とする所要額を確保し、個別施設計画に基づく計画的な老朽化対策等の事業に重点的に配分することが必要です。

- ・また、地方自治体が実情に合わせて柔軟に事業執行できるよう、**交付対象施設・事業の拡充及び規模要件の緩和**が必要です。

2 学校施設の老朽化対策

- ・適切な教育環境の確保は、国及び地方自治体の責務です。学校施設の老朽化対策や環境改善を計画的に実施できるよう、**学校施設環境改善交付金**について、地方自治体が必要とする**所要額を当初予算において確保**することが必要です。
- ・人口急増期に整備した多くの学校施設について、横浜市では、29年5月に「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」を策定し、計画的に改築を進めることとしました。この改築は、適切に維持管理を行い、長寿命化を図った上で行うものであり、児童生徒の安全・安心のためには、新增築と同様に必ず行わなければならない義務的な事業です。このため、**改築についての補助率を見直し**、学校統合を伴わない場合でも、現行の1/3から、新增築と同様の1/2に引き上げるよう提案します。

3 廃棄物処理施設等の整備に係る支援の充実

- ・焼却工場においては、減量・リサイクルに取り組んでもなお残る廃棄物について、効率的・安定的な処理を行っており、焼却工場の維持管理を行う上で極めて重要な役割を果たす「ろ布交換」や「触媒交換」等の**定期整備**について、**循環型社会形成推進交付金の対象**とすることが必要です。
- ・ストックマネジメントを効果的に行えるよう、焼却工場の長寿命化を図る基幹改良事業について、**循環型社会形成推進交付金の対象となる設備・機器**を、二酸化炭素の排出削減に寄与するもの以外にも拡充することを提案します。また、基幹改良事業の対象施設を、廃棄物の収集・運搬・中間処理・最終処分を支える中継輸送施設、資源化施設、最終処分場等にも拡充することを提案します。
- ・収集事務所等の関連施設の新設及び建替えについて、廃棄物処理を支える重要な施設として、**財政措置**を新たに設けることを提案します。

4 公衆トイレの改修及び再整備に向けた支援の拡充

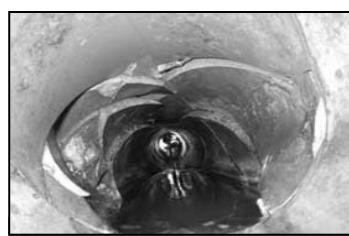
- ・公衆トイレは、市民が安心・安全に生活する上で欠かせないインフラであり、健康寿命への意識向上により盛り上がるウォーキング等の活動のサポートや、外国からの旅行者が日本で快適に過ごしていただくためのインバウンド対策としても、果たす役割は大きなものとなっています。
- ・一方、国の社会资本整備総合交付金は、動く通路、エレベータ等の移動システムと一体的に整備されるトイレに対象が限られ、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金も、観光地のトイレにおける洋式化等の一部改修に対象が限られています。
- ・横浜市では、公衆トイレの9割以上が新設・再整備から10年以上経過し、老朽化が著しく進んでいます。市民が安心・安全に使えるようにすることはもとより、日本のおもてなし文化の一つとして世界に発信していくためにも、**地方自治体が行う公衆トイレの改修及び再整備に向けた支援の拡充**が必要です。

■防災・安全交付金の対象施設や事業の拡充、及び規模要件の緩和【項目1－(2)関連】

	現状	提案
港湾事業	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な維持修繕の確実な実施が必要。 老朽化対策事業は、規模要件「2億円以上かつ5億円を超えない」に該当しない事業が多く、補助率も新設・再建設よりも低い。 	<ul style="list-style-type: none"> 「維持管理計画」の更新、及び計画に基づく点検への対象拡大。 老朽化対策事業における規模要件緩和及び補助率の引上げ。
下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> 26年度より布設から50年を経過した全ての下水管が交付対象となったが、29年度までの限定措置。 緊急に講ずる必要のある老朽化施設の改築事業などが重点配分対象事業外。 	<ul style="list-style-type: none"> 面的な地区要件など新たな交付要件を設定した上で、老朽化管を対象とした事業制度の継続。 老朽化対策や浸水対策を重点配分対象とするなど、地方公共団体の実情にあわせた対象事業の拡充。
河川事業	<ul style="list-style-type: none"> 河川護岸や地下式遊水地等に対する老朽化対策、長寿命化が対象となっていない。 老朽化対策事業は、規模要件「事業費が概ね4億円以上」に該当しない事業が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川護岸や地下式遊水地等の老朽化対策、長寿命化への対象拡大。 老朽化対策事業における規模要件緩和。



大黒ふ頭電気防食工事



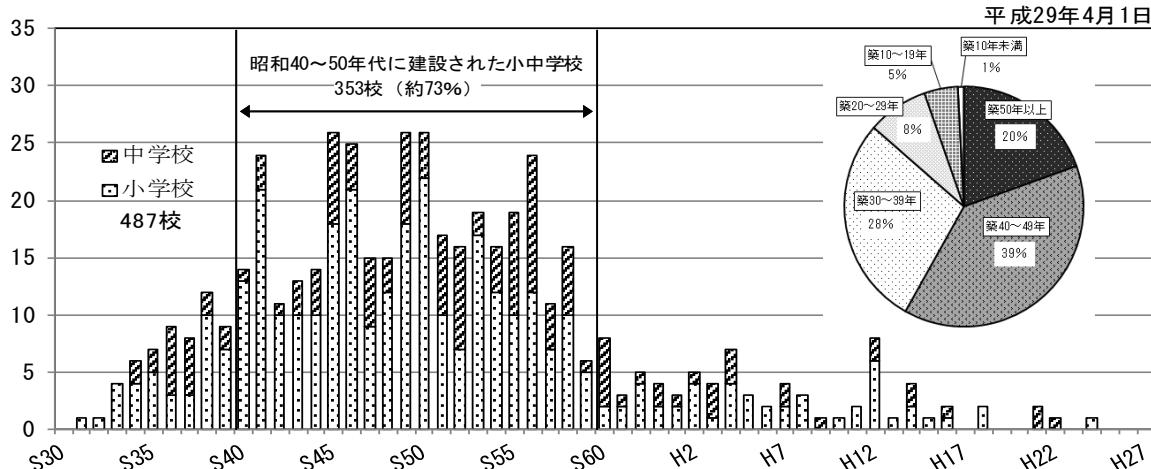
老朽化し破損した下水管



平戸永谷川の河川護岸崩落

■学校施設の年度別整備と老朽化の状況【項目2関連】

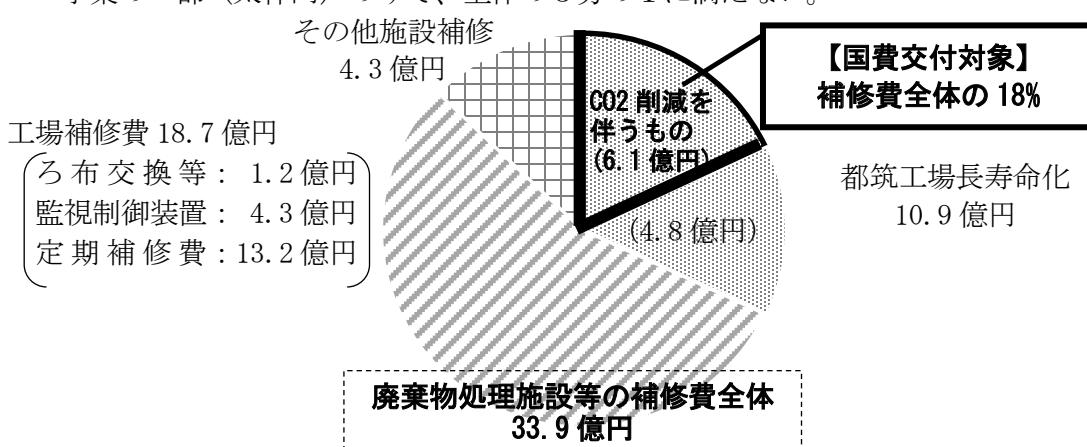
(校数)



■廃棄物処理施設等の補修費の状況（29年度横浜市予算）【項目3関連】

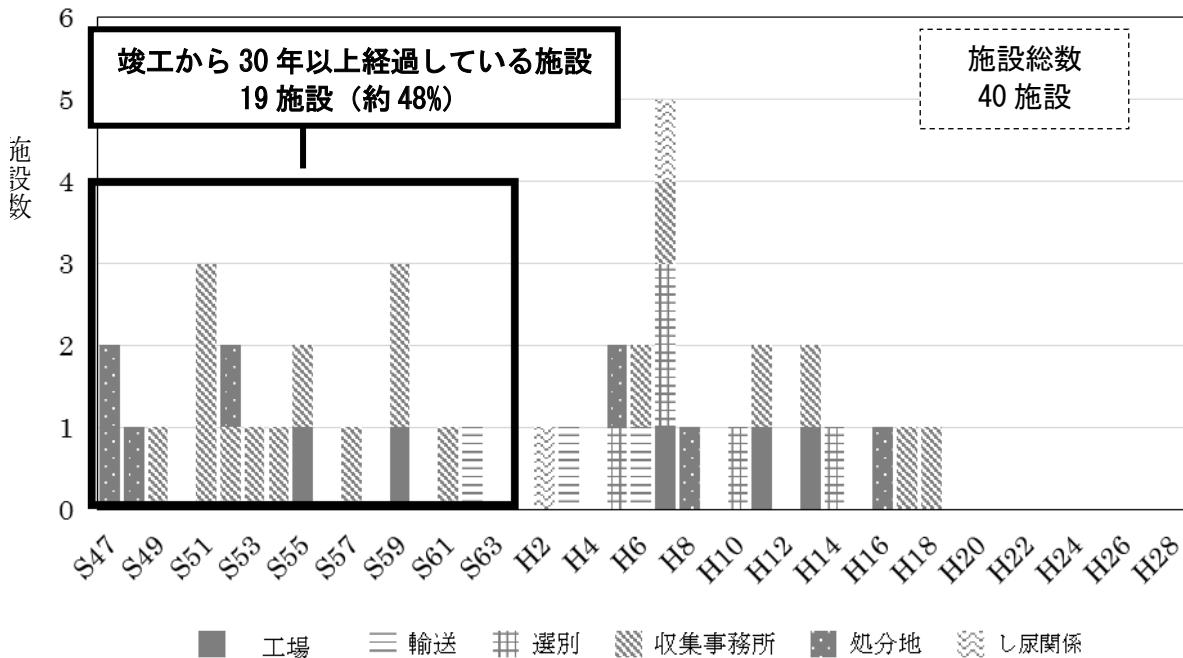
(建築基準年度)

横浜市の廃棄物処理施設等の補修費のうち、国費の交付対象となる事業は、焼却工場の基幹改良事業の一部（太枠内）のみで、全体の5分の1に満たない。



■廃棄物処理施設等の設置状況【項目3関連】

横浜市の廃棄物処理施設等のうち、半数弱が竣工から30年以上経過している。



■公衆トイレの現状と課題【項目4関連】



老朽化した公衆トイレの例

- ・設備の老朽化により5K（臭い、汚い、暗い、怖い、壊れている）の問題が発生
- ・経年したFRP製便器が特に臭気を発している
- ・段差の存在や和式のトイレがあり、世代を問わず使いづらい
- ・鏡や化粧台等がないところが多く、女性が使いにくい



- ・横浜市内の公衆トイレの9割以上（78か所のうち72か所）が新設・再整備から10年以上経過
- ・これらの再整備には約22億円の経費がかかる見込み

提案の担当／財政局公共施設・事業調整室公共施設・事業調整課長	伏見 和久	TEL 045-671-3918
教育委員会事務局施設部教育施設課課長	石井 聰	TEL 045-671-3230
資源循環局適正処理計画部施設課課長	八鍬 浩	TEL 045-671-2527
資源循環局家庭系対策部業務課長	服部 敬久	TEL 045-671-2532

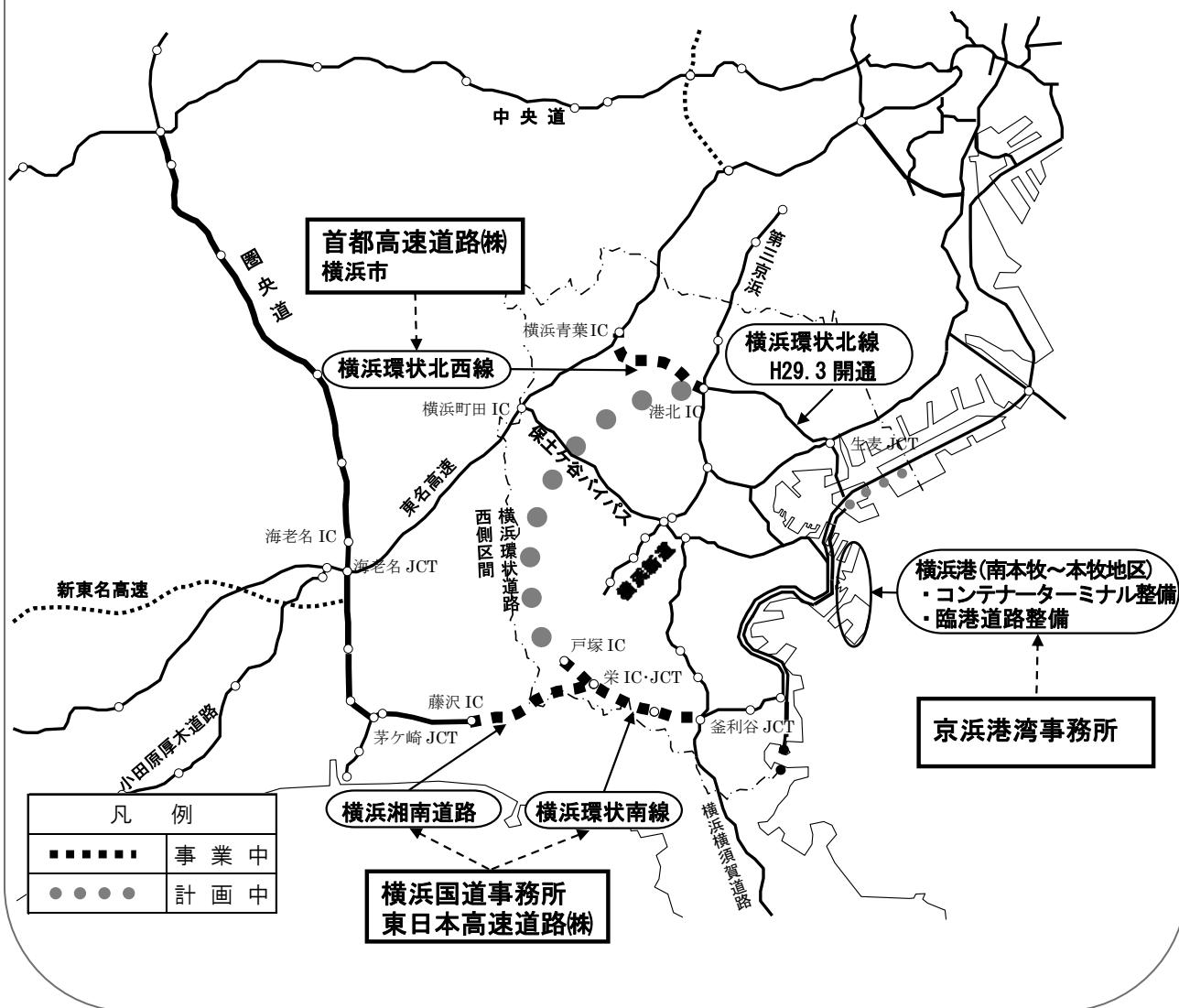
国及び国の関係機関の公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大（国土交通省）

横浜市内中小企業者の受注機会の増大を図るための、**分離・分割発注の推進と地元が参画しやすい発注方式の増大**

【提案の背景・必要性】

- ・ 横浜市では平成 22 年に「横浜市中小企業振興基本条例」を制定し、横浜市発注の公共工事で、市内中小企業者の受注機会の増大を推進しています。
- ・ 市内での国等関係機関の事業においては、今後も、横浜環状道路や港湾整備等の大規模事業が継続するため、その推進と地元経済の活性化の視点から、市内中小企業者の受注機会を増大させるべきです。
- ・ 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき 27 年 1 月に策定された「発注関係事務の運用に関する指針」では、災害対応を含む地域における社会資本の維持管理を担う企業の確保が上げられています。
- ・ 横浜市では、市内で公共事業を発注する国等関係機関と横浜市内公共事業発注者連絡会を 23 年より毎年開催し、市内中小企業者の受注機会の一層の増大に取り組んだところ、受注実績は連絡会設立前と比べ大幅に伸びています。
- ・ 国等関係機関においては、引き続き地元発注を基本方針とし、横浜市内中小企業者の受注機会の増大を図るため、分離・分割発注の推進や、地域の精通度・貢献度を評価する発注方式及び地元企業が参画可能な J V への発注等の増大が必要です。

● 国及び国の関係機関の横浜市における主な大規模公共事業



● 横浜市内 国等関係機関における発注額と市内企業受注額

	24年度	25年度	26年度	27年度
発注額総計 ()は WTO や緊急隨意契約案件を除く	約 695 億円 (約 514 億円)	約 1,390 億円 (約 566 億円)	約 1,920 億円 (約 653 億円)	約 1,729 億円 (約 547 億円)
上記のうち 市内企業受注額	約 75 億円	約 110 億円	約 82 億円	約 113 億円

※集計対象は横浜市内公共事業発注者連絡会メンバー等の国土交通省（横浜国道事務所、京浜港湾事務所、京浜河川工事事務所、横浜營繕事務所、川崎国道事務所）、東日本高速道路(株)（横浜工事事務所、京浜管理事務所）及び首都高速道路（株）（神奈川建設局、神奈川管理局）。

※各機関の発注額は横浜市域外も含む。

アジアにおける MICE 分野の国際競争力強化（国土交通省、法務省）

「グローバル MICE 都市」として海外競合都市との国際競争を勝ち抜くために、国として MICE 誘致・開催支援に必要な制度等の創設

- (1) **誘致活動に利用できる誘致助成金制度** や一定規模以上の国際会議を実施する際の**会場使用料への助成制度**の創設
- (2) 大学における「カンファレンス・サービス」設置助成制度の創設
- (3) **大型国際会議等の開催施設**で搭乗・出国手続き等ができる**チェックイン機能の設置**

【提案の背景・必要性】

- ・ 平成 25 年 6 月に閣議決定された日本再興戦略アクションプランにおいて、「2030 年にはアジア NO. 1 の国際会議開催国として不動の地位を築く」という政府目標が掲げられ、横浜市は、都市の MICE 誘致力向上のために「グローバル MICE 戦略都市」（現「グローバル MICE 都市」）に選定されました。
- ・ これまで、横浜市は国から、海外 MICE 専門家の派遣を通じたマーケティング能力の向上支援等を受けてきましたが、アジア諸国の競合都市は、誘致助成金や施設使用料減免等、誘致に直接つながる制度を国が主導となり運用し、国際競争力を強化しています。
- ・ 韓国では既に、国が主導となり、会議参加者の宿泊料の全額補助、誘致段階での費用補助等を実施していますが、29 年秋からは更に、バンケット費用の全額補助等、支援を拡大すると発表しています。
- ・ そこで、国として MICE 誘致・開催支援に必要な制度を創設し、引き続き「グローバル MICE 都市」への支援を継続することにより、日本の MICE をけん引するための国際競争力を確保することが必要です。

【提案内容の説明】

(1) 誘致活動に利用できる誘致助成金制度や一定規模以上の国際会議を実施する際の会場使用料への助成制度の創設

- ・ 海外キーパーソンの視察受入費用や事前 PR 等、誘致活動段階から活用することのできる助成金制度や、MICE 開催に必須の固定費となる会場使用料への補助制度は、主催者へのインセンティブとなり、誘致に直接つながると考えます。

(2) 大学における「カンファレンス・サービス」設置助成制度

- ・ 大学等と連携して、MICE 誘致・開催件数を増加させるために、国際会議開催のポテンシャルの高い大学に向けて、誘致・開催事務を専門に行う「カンファレンス・サービス」設置のための補助制度を創設することで、大学を活用した MICE 誘致・開催の促進が図られると考えます。

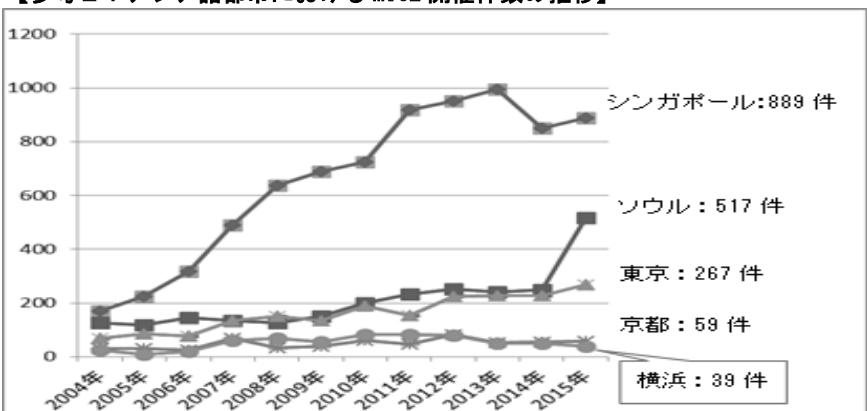
(3) 大型国際会議等の開催施設で搭乗・出国手続き等ができるチェックイン機能の設置

- ・ 28年 3月に、成田国際空港と関西国際空港の入国審査場に、国際会議参加者等に向けたファーストレーンが設置されました。誘致へつなげるためには、更なるサービスの向上が必要です。
- ・ そこで、外国人の国際会議参加者数全国 1位を誇るパシフィコ横浜の優位性を生かし、海外からのMICE参加者に対し、事前の手荷物預かりと搭乗・出国手続き等ができるチェックイン機能を設置することにより、利便性の向上を図り、誘致へつなげることができると考えます。

【参考 1：世界における MICE 開催件数の推移】

順位	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
1 位	シンガポール	シンガポール	アメリカ	アメリカ
2 位	日本	アメリカ	ベルギー	韓国
3 位	アメリカ	韓国	シンガポール	ベルギー
4 位	ベルギー	日本	韓国	シンガポール
5 位	韓国	ベルギー	日本	日本

【参考 2：アジア諸都市における MICE 開催件数の推移】



UIA 国際会議の基準

(1)国際機関・国際団体 (UIA に登録されている機関・団体) の本部が主催又は後援した会議で

- ①参加者数 50 人以上
- ②参加国数 開催国を含む 3 国以上
- ③開催期間 1 日以上

又は

(2)国内団体もしくは国際団体支部等が主催した会議で

- ①参加者数 300 人以上(うち 40% 以上が主催国以外の参加者)
- ②参加国数 開催国を含む 5 国以上
- ③開催期間 3 日以上

出典 UIA 国際会議統計

提案の担当／文化観光局観光 M I C E 振興部 M I C E 振興課長 荒木 慎二 Tel 045-671-4233

緑の総量の維持・向上に向けた一層の制度拡充 (国土交通省、財務省)

- 1 緑地保全に係る税制上の負担軽減措置の拡充**
- 2 国有財産の取り扱いの見直し**

【提案の背景・必要性】

- ・ 横浜市では、緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かな都市環境を保全・創造していくため、平成 21 年度から、独自に市民に負担を求める「横浜みどり税」を導入し、「横浜みどりアップ計画」の取組を進めています。
- ・ 取組の開始以降、樹林地の減少傾向が鈍化してはいるものの、保全すべき樹林地は依然として多く残っており、今後も継続して取組を進めていくことが必要です。
- ・ 市内に残る樹林地の多くは民有地であることから、土地所有者ができるだけ樹林地を持ち続けられるよう、固定資産税等の軽減などの優遇措置の適用や、維持管理などの負担軽減が可能となる制度の拡充など、市として可能な限り、緑の総量維持・向上のための様々な取組を進めています。
- ・ 24 年度に横浜市が実施した樹林地所有者意識調査では、樹林地を所有する上での課題として、半数の所有者が「相続税及び将来の相続への対応」を挙げています。また、27 年 1 月から、相続税の基礎控除額が大幅に縮小されており、緑地保全の大きな障害となっています。

【提案内容の説明】

- ・ 都市部における緑地保全をより一層推進するため、国においても、所有者ができるだけ樹林地を持ち続けられるよう、緑地保全に係る税制上の負担軽減措置の拡充や、国有財産の取り扱いの見直しを図るなど、支援策を拡充することを提案します。

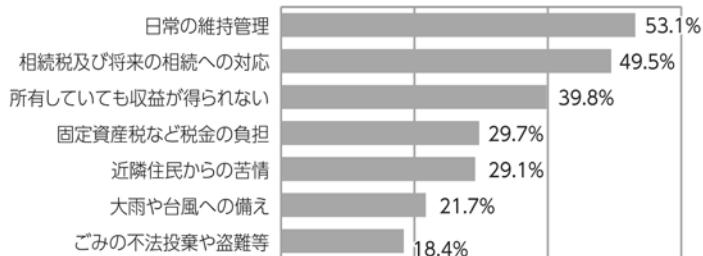
横浜みどりアップ計画
(計画期間:平成 26~30 年度)

取組の柱 1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

取組の柱 2 市民が身近に農を感じる場をつくる

取組の柱 3 市民が実感できる緑をつくる

■樹林地所有者意識調査（平成 24 年度実施）：
樹林地を所有する上での課題



現状 & 提案

1 緑地を相続等した場合、土地評価の控除はあるものの、税負担が大きな課題となっています。

- 提案** ◀ ○都市緑地法及び首都圏近郊緑地保全法において定められる緑地を相続した場合の相続税の納税猶予制度の創設などの**負担軽減措置の拡充**
- 借地公園として都市公園の用地として貸し付けられた土地を相続した場合の**負担軽減措置の拡充**
- 都市緑地法及び首都圏近郊緑地保全法に基づく特別緑地保全地区の公有地化について**譲渡所得の特別控除額の引上げ**

2 公園緑地事業の実施にあたり、国有財産の取得が優遇されることで、緑地保全のより一層の促進が図られます。

- 提案** ◀ ○国有財産の買取を希望する自治体へ財産の 1／3 を無償貸付する優遇措置の全面適用

【優遇措置是正前】 国から無償貸与 1／3 | 国補助金 2／9 | 自治体負担分 4／9

【優遇措置是正後】 国補助金 1／3 | 自治体負担分 2／3

旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の招致検討への協力（国土交通省、農林水産省）

国際園芸博覧会の招致検討への協力

【提案の背景・必要性】

- ・ 横浜市は、環境問題や超高齢社会への対応などの社会課題を解決する「環境未来都市」や「グローバルMICE都市」にふさわしい国際的なMICE拠点としての取組を積極的に進めています。また、樹林地や農地の保全、緑の創出のために「横浜みどりアップ計画」による総合的な取組を進めてきました。
- ・ また、平成29年3月25日から6月4日まで開催した、第33回全国都市緑化よこはまフェアの来場者数は600万人に達し(速報値)、多くの皆様に花や緑のある生活の豊かさやまちづくりの大切さを実感いただきました。
- ・ 一方、27年6月に、市内米軍施設の中で最大面積であった上瀬谷通信施設が返還されました。横浜のみならず首都圏でも貴重で広大な土地(約242ha)であり、その跡地利用は新たな活性化拠点になると考えます。

【提案内容の説明】

- ・ 横浜市では、国内外に向け、緑豊かな先導的なまちづくりを発信するとともに、旧上瀬谷通信施設の跡地利用を促進するため、国有地の活用による国際園芸博覧会※の招致を検討しています。
- ・ 今年設置した国際園芸博覧会招致検討委員会において、横浜市としての基本構想(案)の検討等を行いますので、国際園芸博覧会の招致に向け、引き続き、関係府省の協力が必要です。

※国際園芸博覧会は、1990年に大阪で開催された国際花と緑の博覧会が国内初で、開催理念である「自然と人間との共生」を全世界に発信し、環境を重視する都市づくり等の先導的役割を果たしました。

国際園芸博覧会についての横浜市の基本的な考え方（素案）

現時点での国際園芸博覧会についての横浜市の基本的な考え方は次のとおりです。

◎開催意義（案）

【国内】 未来への展望を示し、社会変革の契機としての国際園芸博覧会の開催

⇒ 未来の社会のモデルとなる「生活の『質』の向上を重視した社会の実現」

【横浜】 海外との花文化の交流窓口の歴史、環境施策を展開する横浜での開催

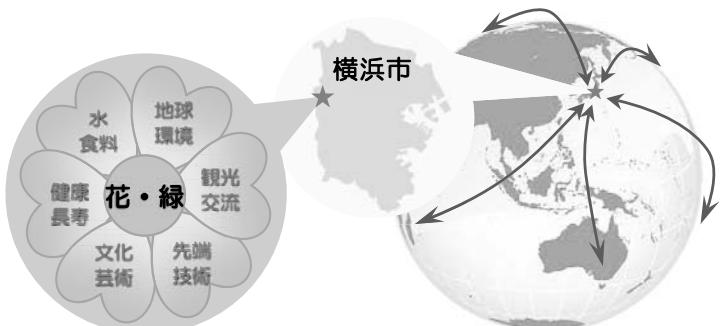
⇒ 都市緑化よこはまフェアをステップとした「Garden City Yokohama に向けた都市づくり」

【地域】 戦後 70 年の返還地であり首都圏最大級の広大な空間での開催

⇒ 横浜市郊外部の活性化拠点としての「旧上瀬谷通信施設のまちづくりの起爆剤」

◎開催理念（案）

未来に向けて、花や緑を通して、地球規模の環境問題である温暖化や生物多様性、食料問題などの解決を促し、暮らしや健康・文化などの生活の「質」の向上の新たな提案を行う、時代の転換点となる国際園芸博覧会の開催



◎開催の基本事項（想定）

開催区分 国際園芸博覧会（A1）、国際博覧会

開催地 旧上瀬谷通信施設*

*約 250 名の地権者の皆様と横浜市で将来の土地利用の検討を始めています。

開催年・期間 2026（平成 38）年 春から秋（6か月間）

入場者 1,000 万人から 1,500 万人

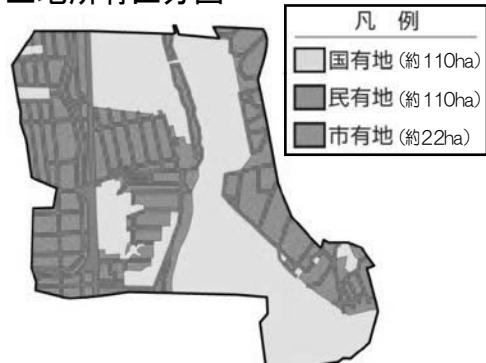
会場 国有地を中心に 80ha から 100ha 程度

旧上瀬谷通信施設（約 242ha）

航空写真



土地所有区分図



提案の担当／政策局政策部政策課担当課長 折居 良一郎 TEL 045-671-3124

国際競争力及び防災力の強化に向けた幹線道路整備等の推進（国土交通省）

1 必要な道路整備を進めるため、国の道路整備費枠の拡大

2 横浜環状道路の整備

- (1) 横浜環状北西線及び関連街路の東京2020オリンピック・パラリンピックまでの開通に向けた事業費の確保
- (2) 横浜環状南線、横浜湘南道路及び関連街路の平成32年度開通に向けた整備推進及び有料道路事業の活用
- (3) 横浜北線馬場出入口の31年度までの開通及び関連街路の事業費の確保

3 幹線道路ネットワークの整備推進

- (1) 完了期間宣言路線への重点配分
- (2) 延焼遮断帯形成に資する幹線道路整備事業の採択

4 国道の整備推進

- (1) 一般国道1号戸部付近及び一般国道246号荏田付近等の直轄国道の整備推進
- (2) 一般国道1号保土ヶ谷橋工区及び不動坂工区の補助国道の整備推進のための事業費の確保

5 第三京浜保土ヶ谷PA付近に横浜都心方面との出入口を設置

【提案の背景・必要性】

1 必要な道路整備を進めるため、国の道路整備費枠の拡大

2 横浜環状道路の整備

- ・首都圏における幹線道路整備の遅れは、交通利便性や経済活動、大規模災害時の復旧活動等にも影響が及ぼします。横浜市及び首都圏の国際競争力、防災対応力強化のためには、横浜環状道路等の整備が急務です。
- ・横浜環状北西線及び本線への出入口が接続される関連街路（川向線）は、東京2020オリンピック・パラリンピックまでの開通に向け、今後も着実な事業費の確保が不可欠です。
- ・圏央道の機能を十分に發揮させるため、西側区間で唯一の未開通区間の横浜環状南線及び横浜湘南道路の整備推進と関連街路（上郷公田線・横浜藤沢線等）の事業費の確保が不可欠です。
- ・横浜環状南線及び横浜湘南道路の事業費については、事業の促進を図るとともに、横浜市の負担縮減の観点から、事業費増加分について有料道路事業を活用するようお願いします。
- ・横浜北線の事業効果を最大化するためには、馬場出入口の開通とそれに伴う関連街路（大田神奈川線）の所要額確保が不可欠です。

3 幹線道路ネットワークの整備推進

- ・完了期間宣言路線など早期に整備効果が発現する道路を、集中的に整備促進することが必要です。また、被災時の迅速な救助活動や緊急物資の輸送機能確保のため、幹線道路ネットワークの整備を進めることが必要です。
- ・28年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を教訓に、密集市街地における延焼被害を低減するため、延焼遮断帯の形成に資する幹線道路整備事業の採択が必要です。

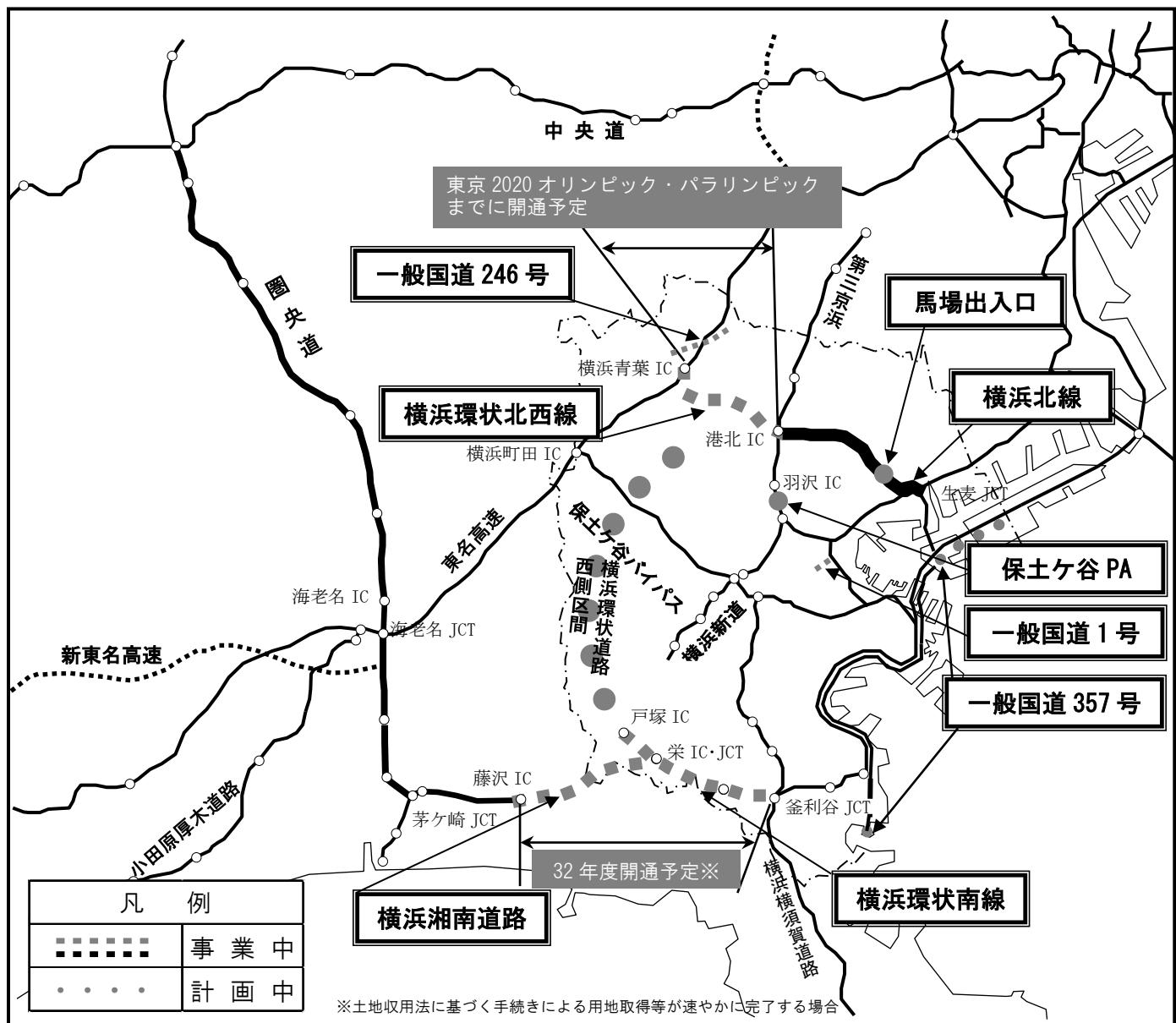
4 国道の整備推進

- ・一般国道1号戸部付近、一般国道246号荏田付近は、朝、夕のピーク時間の渋滞が激しくなっており、現道拡幅を進める必要があります。一般国道357号は、国際競争力の強化、京浜臨海部における広域的な交通ネットワーク形成などの効果が期待できるため、着実な整備が必要です。
 - ・補助国道である一般国道1号保土ヶ谷橋工区及び不動坂工区の渋滞緩和及び通学児童の交通安全確保に向けて着実な整備推進を図るため、安定的な予算確保が必要です。

5 第三京浜保土ヶ谷PA付近に横浜都心方面との出入口を設置

- ・新横浜都心と横浜都心を結ぶ主要な一般道の渋滞緩和のためには、第三京浜保土ヶ谷PA付近に横浜都心方面との出入口の設置及び出入口と幹線街路とのアクセス道路の整備促進も必要です。
 - ・28年4月に導入された「首都圏の新たな高速道路料金」の効果や影響を検証するとともに、激変緩和措置の長期継続が必要です。

横浜市高速道路広域図



提案の担当／道路局計画調整部事業推進課長 道路局横浜環状道路調整課長

清水 裕之 TEL 045-671-2746
岡 靖之 TEL 045-671-3985

道路施設の老朽化・地震対策、交通安全対策及び踏切安全対策の推進（国土交通省）

1 道路施設の老朽化・地震対策の推進

- (1) 橋りょう、トンネル・地下道及び歩道橋の長寿命化対策
- (2) 橋りょうの耐震補強や老朽橋の架替え、歩道橋の耐震補強などの緊急輸送路等の地震対策

2 通学路等の生活空間における交通安全対策の推進

- (1) 通学路の安全確保に資する一般道路の歩道設置及び幹線道路の整備
- (2) 駅周辺のユニバーサルデザイン化及び自転車通行空間の整備

3 無電柱化の推進

無電柱化の推進に向けた、財源の確保、低コスト手法の早期実用化、及び事業費を平準化する取組の推進

4 踏切の安全対策の推進

- (1) 相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業の平成30年秋全線高架化に向けた事業費の確保
- (2) 相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅周辺）連続立体交差事業の事業化に向けた着工準備採択及び着工準備費の確保
- (3) 踏切道改良促進法に基づき指定された踏切の早期整備に向けた事業費の確保、自治体負担軽減に向けた制度検討

5 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における重点配分事業の対象拡大と所要額の確保

【提案の背景・必要性】

1 道路施設の老朽化・地震対策の推進

- ・ 横浜市が管理する道路施設は、橋りょう 1,725 橋、トンネル数 39、歩道橋 327 橋に上ります。例えば橋りょうは、高度成長期に集中的に整備されたため、25 年後には約 80% の橋りょうが 50 年以上経過することになります。これらの施設を定期的な点検、維持、補修により計画的に長寿命化を進めるには、必要となる保全費の財源確保が喫緊の課題です。
- ・ 橋りょうの耐震補強や老朽橋の架替え、歩道橋の耐震補強を進めることが必要です。

2 通学路等の生活空間における交通安全対策の推進

- ・ 28 年 10 月に登校中児童の事故が発生しました。市街化が進み現道の幅員の中での歩道設置が困難な中、児童や歩行者の安全を確保するため、現道の拡幅及び幹線道路の整備を進め、安心して通行できる歩道を設置することが必要です。
- ・ 超高齢社会の中、継続的かつ着実に駅周辺の一層のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、都市内交通の円滑化を図るため歩行者と分離した自転車通行空間の整備を進めることができます。

3 無電柱化の推進

- ・ 無電柱化が進まない原因の一つに整備コストが高いことが挙げられます。

無電柱化を推進するためには、財源を確保するとともに、無電柱化の低コスト手法の早期実用化や事業費の平準化に資するPFIによる整備手法の地方自治体事業への活用などの取組みが必要です。

4 踏切の安全対策の推進

- ・連続立体交差事業は、開かずの踏切を含む複数の踏切除却により、交通渋滞や踏切事故の解消、まちづくりの促進など、多面的で高いストック効果が期待でき、早期整備が望まれています。
- ・28年3月に改正された「踏切道改良促進法」に基づき指定された踏切は、連続立体交差化や踏切拡幅などにより期限を定めて対策することが求められているため、安定的な事業費確保や鉄道事業者との早期合意が必要です。また、現行の制度では改良に伴い自治体に多くの負担が生じていることから、対策促進には自治体負担の軽減が図れるような制度検討が必要です。
- ・法指定された踏切のうち、27年度に策定した「横浜市踏切安全対策実施計画」に位置付けている踏切については、安全対策を優先的に進めます。特に、25年8月に事故が発生した生見尾踏切の安全対策として、二線人道橋の早期完成を目指します。

5 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における重点配分事業の対象拡大と所要額の確保

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における重点配分事業の対象拡大

社総交

コンパクト&ネットワーク実現のために、既存の駅・IC等へのアクセス道路の整備への重点配分事業の対象拡大

防安交

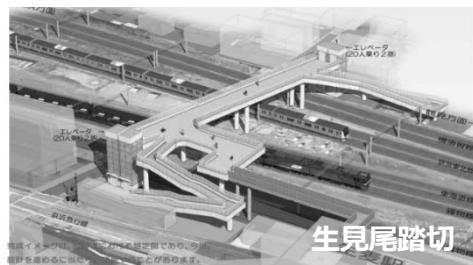
通学路等の生活空間における交通安全対策等の推進のために、バリアフリー基本構想に基づく整備や緊急輸送路以外での無電柱化、自転車通行空間の整備への重点配分事業の対象拡大

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の所要額の確保



現状

【通学路の安全対策】

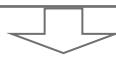


生見尾踏切

【踏切の安全対策】

- ・橋りょう、歩道橋の老朽化対策や地震対策、無電柱化等の推進が必要
- ・通学路の整備及び踏切対策などによる交通安全対策、駅周辺のユニバーサルデザイン化、自転車通行空間の推進が必要
- ・踏切の安全対策の推進が必要

提案



地方が必要とする所要額の確保

鉄道整備事業の推進（国土交通省）

- 1 充実した鉄道ネットワークの構築に向けた取組への支援や補助制度の拡充
- 2 駅機能の改善や高度化に向けた財源措置及び補助制度の拡充・柔軟な運用
- 3 神奈川東部方面線整備事業の着実な推進
- 4 高速鉄道4号線の6両編成化事業に対する支援

【提案の背景・必要性】

1 充実した鉄道ネットワークの構築に向けた取組への支援や補助制度の拡充

- ・ 交通政策審議会答申第198号において、高速鉄道3号線の延伸、横浜環状鉄道などの路線が位置付けられています。横浜市では3号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）について、平成29年度から横浜市交通局を事業候補者とし、事業化判断に必要な調査を進めています。
- ・ これら交通政策審議会答申路線の整備等による、より充実した鉄道ネットワークを構築するためには、事業化に向けた取組や整備制度への拡充に対して、引き続き国の支援が必要です。

2 駅機能の改善や高度化に向けた財源措置及び補助制度の拡充・柔軟な運用

- ・ 横浜市は、駅を中心としたコンパクトなまちづくりを進めており、駅舎のバリアフリー対応や安全対策、シームレス化対応など様々な課題解決に加え、新たなホームの設置等による鉄道利便性の向上といった取組が求められています。
- ・ 駅機能の改善や高度化のためには、現在実施している駅改良事業やホームドア整備を着実に推進することが必要です。このため、継続した財源措置と個々の駅の実情に対応した補助制度への拡充や柔軟な運用、並びに、新たなタイプのホームドアの早期実用化に向けた支援の拡充が必要です。

3 神奈川東部方面線整備事業の着実な推進

- ・ 28年度に、開業時期の延期と事業費の増額を伴う速達性向上計画の変更が認定されました。本路線は、横浜市にとって大変重要な路線ですので、引き続き、事業を着実に進める必要があります。そのために、(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する国費は所定の額を確保するとともに、関係者による十分な執行管理を実施する必要があります。

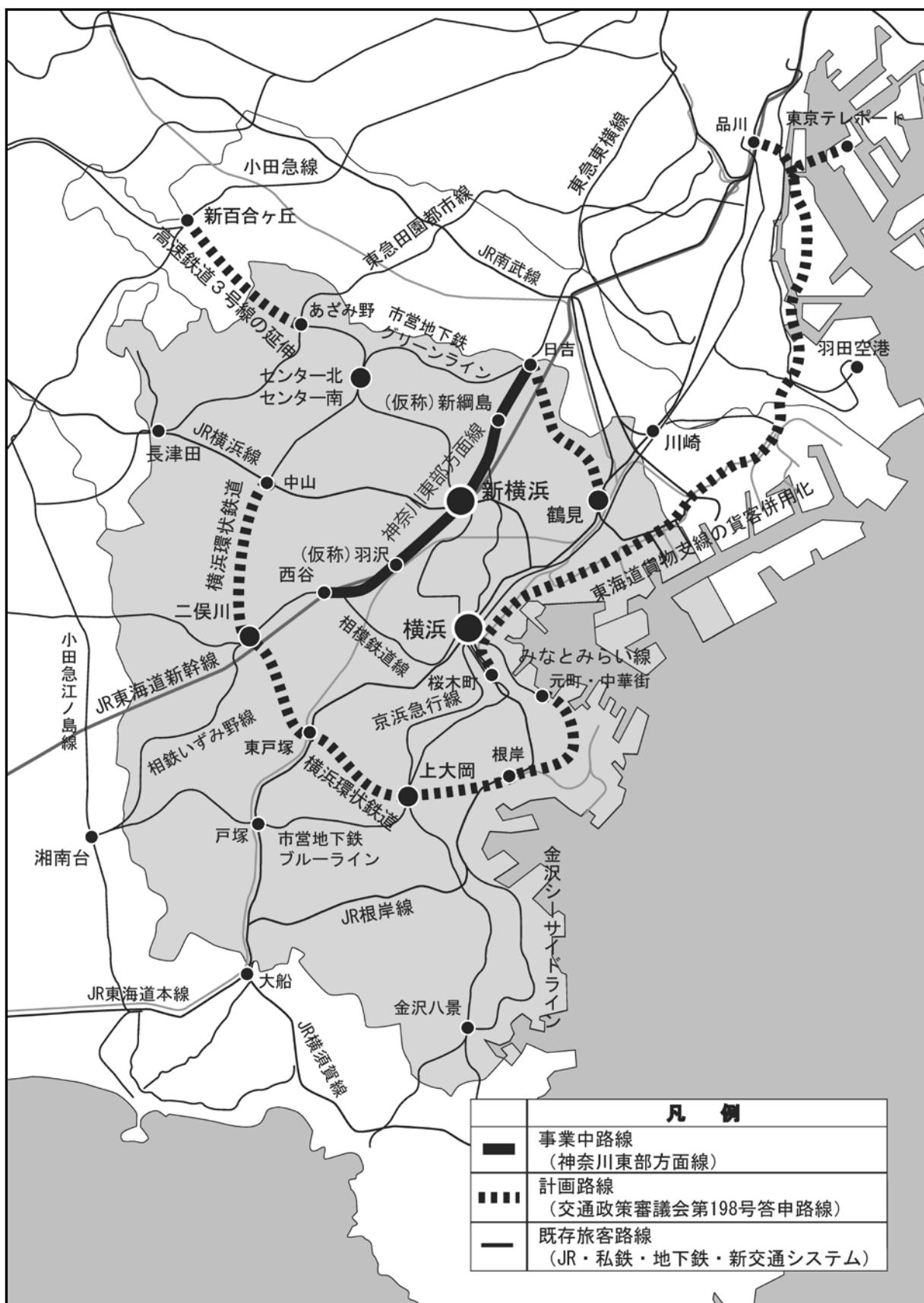
4 高速鉄道4号線の6両編成化事業に対する支援

- ・ 高速鉄道4号線（グリーンライン：4両編成、ワンマン運転、20年3月開業）は、横浜市域北部の市民の足として、東京圏への通勤・通学等を支えている大変重要な路線です。
- ・ グリーンラインは、建設費の縮減策の一つとして、車両及び設備を当初計画時の6両編成から4両編成に規模を縮小するなどして開業しました。その後、グリーンライン沿線の人口定着が進んでいることなどから乗車人員が年々増加し、特に朝ラッシュ時間帯の混雑緩和策が必要となっています。
- ・ これまで、ダイヤ改正や編成数増加による運転間隔の短縮などの対策を取ってきましたが、今後も沿線の市街化区域化が予定されているなどの人口増加要因が見込まれ、乗車人員の更なる増加が目前に迫っていることから、輸送力増強が喫緊の課題となっています。
- ・ 需要に見合った輸送力の確保は、旅客の安全や定時性の確保、利用者の通勤負担軽減などにより沿線地域の活性化に資するため、**高速鉄道4号線（グリーンライン）の6両編成化（駅ホームの延長やホームドアの改良など）**について、国からの支援が必要です。

【提案内容の説明】

- ・ 横浜市の都市づくりや市民生活の利便性向上につながる鉄道整備事業及び駅改良事業は、多額の費用と期間を要します。事業を着実に推進していくためには、国の支援が不可欠であることから提案するものです。

交通政策審議会答申第198号に位置づけられた路線（横浜市関連）

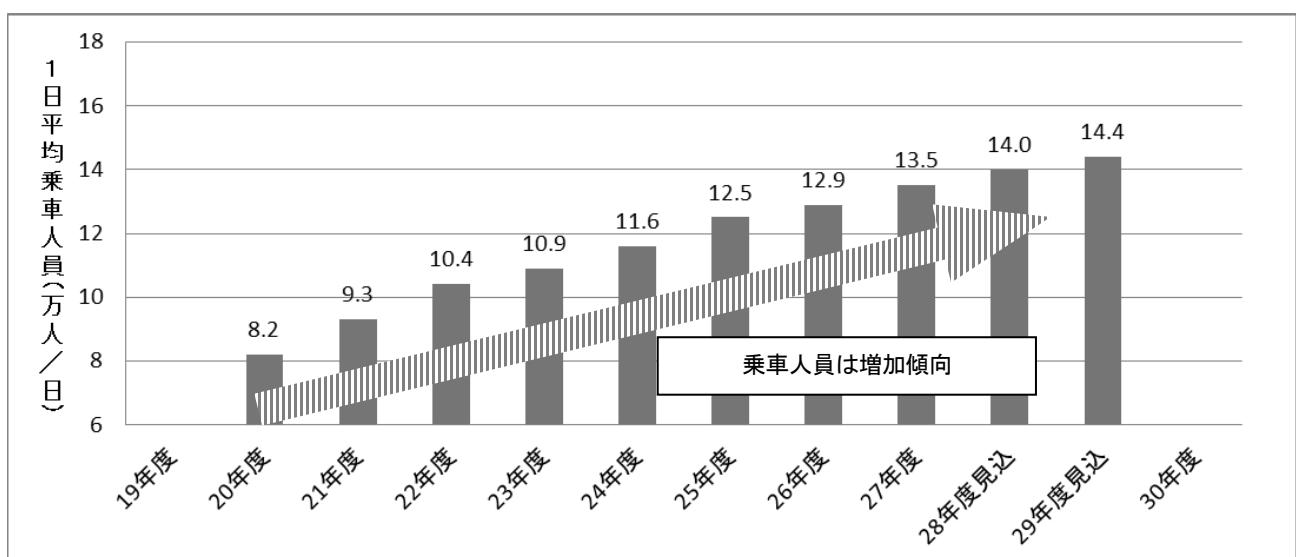


グリーンラインの混雑状況

11月実績		25年度	26年度	27年度	28年度
最混雑 1時間	混雑率 (瞬間最高)	170.9% (188.8%)	152.7% (176.6%)	155.1% (187.6%)	163.4% (209.7%)
	乗車人員	10,392人	10,447人	10,607人	11,179人
	輸送力	6,080人	6,840人	6,840人	6,840人

(最混雑区間：日吉本町→日吉 7時15分～8時15分)

グリーンライン乗車人員の推移



提案の担当／都市整備局都市交通部都市交通課長 松井 恵太 TEL 045-671-3515

都市整備局都市交通部都市交通課鉄道事業推進担当課長

千葉 健志 TEL 045-671-2716

高鳥 修一 TEL 045-326-3822

赤松 美直 TEL 045-326-3851

高木 一行 TEL 045-326-3871

交通局総務部経営企画課長

交通局高速鉄道本部営業課長

交通局工務部施設課長

横浜港の国際競争力強化及びクルーズ拠点形成等に向けた重点的な施策展開（国土交通省、文部科学省）

1 横浜港の国際競争力強化

- (1) 横浜川崎国際港湾(株)への集貨・航路誘致等の支援
(所要額等確保・補助率引上げ、高規格ガントリークレーン整備への支援等)
- (2) 戦略港湾施策の推進
(ロジスティクス・国内輸送の強化、コンテナターミナルの効率化等の推進、SOLAS制限区域における確実な警備体制確保、設備更新への支援)
- (3) 基幹航路の維持・拡大に向けた新たなインセンティブ、規制緩和等の支援
- (4) 先進的な港湾施設の着実な整備推進
(南本牧MC4等整備、新本牧事業化、大黒自動車岸壁機能強化)
- (5) 2020年LNGバンカリングの本格始動に向けた体制整備

2 クルーズ拠点の形成に向けた客船受入機能の強化

- (1) 客船受入れのための岸壁・旅客ターミナルの整備促進
(新港9号、大黒自動車岸壁、大さん橋)
- (2) 山下ふ頭の既存岸壁活用のための改修

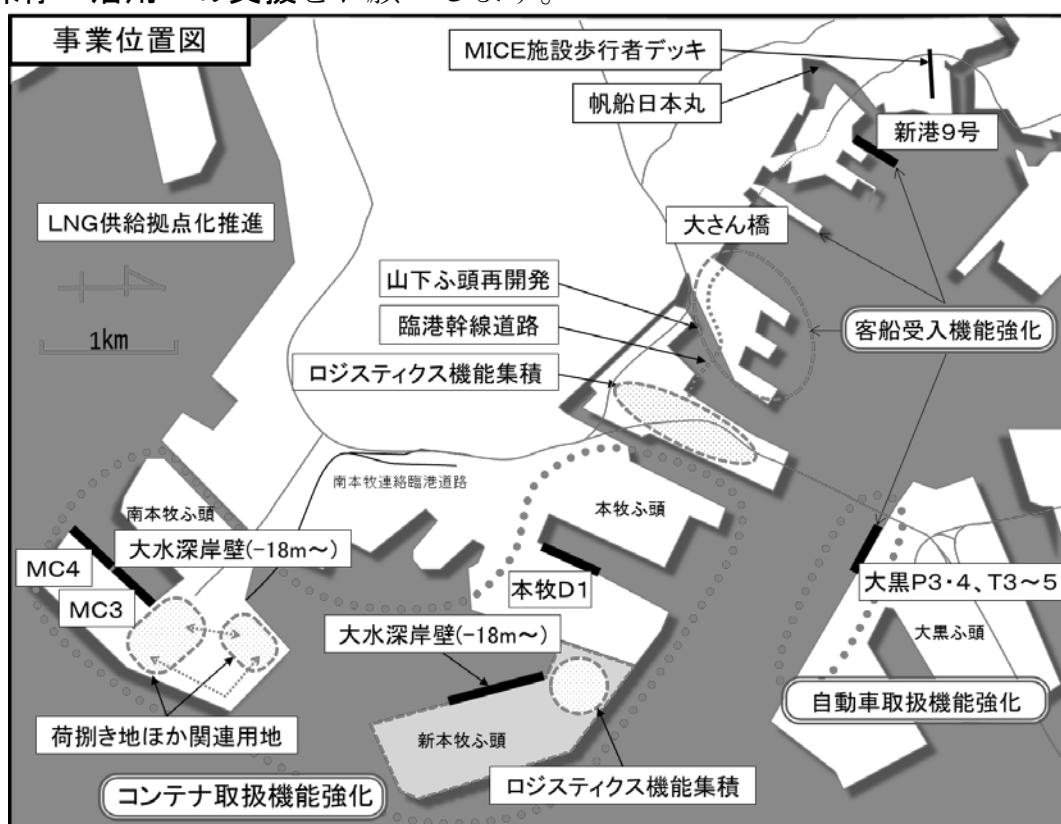
3 横浜港の賑わい創出

- (1) 山下ふ頭再開発に向けた倉庫等の移転・機能強化への支援
- (2) 臨港幹線道路（本牧～山下ふ頭間）の早期整備
- (3) MICE施設の整備に伴う歩行者デッキ等の整備促進
(みなとみらい21地区20街区周辺)
- (4) 帆船日本丸の重要文化財としての保存・活用への支援

【提案の背景・必要性】

- ・ 横浜川崎国際港湾(株)の「集貨」の取組では、基幹航路の維持・拡大、トランシップ誘致等に向けた幅広い支援と強力な集貨活動の実施等に係る所要額等確保、補助率引上げや補助制度適用期間の延長等、補助の適用範囲拡充が不可欠です。
- ・ 「創貨」の取組では、高度な流通加工機能を有するロジスティクス機能を蓄積するため、物流施設の再編・高度化に対する支援が必要です。
- ・ 「競争力強化」の取組では、港湾コスト低減化のため、-18m岸壁の高規格ガントリークレーン整備への補助、無利子貸付金割合の拡大、国有施設貸付料の低減、荷捌き地の直轄工事による整備（国有化）の推進が不可欠です。
- ・ 海外では無差別かつ同時多発的なテロ事件が多発しており、主要な外国貿易の玄関となる国際戦略港湾では、特に警備体制の強化、徹底への支援が必要です。

- ・大型化が進展するコンテナ船の寄港を促進するよう、大型化に伴う新たな負担を軽減する措置、補助制度の創設等が必要です。
- ・東日本の貨物を集中させるため、内航フィーダーの支援や受入機能強化が必要です。
- ・横浜港を利用する物流関係車両に対して圏央道の通行料金を低減することで、オリンピック時の都心部の渋滞緩和にもつながる広域的集貨支援を提案します。
- ・ターミナル運営の更なる効率化を図るため、IT化の推進や港内輸送の低コスト化のための支援など、これまで以上に国際コンテナ戦略港湾へ集中的に国の財源を投入するとともに、対象を拡大することが必要です。
- ・南本牧MC4整備、本牧D1改良の推進とともに、コンテナターミナルとロジスティクス施設を一体的に配置する新たな物流拠点として、新本牧ふ頭の事業化が必要です。
- ・完成自動車の取扱機能強化のため、自動車専用船岸壁、大黒ふ頭P3・4、T3～5整備の推進を引き続きお願いします。
- ・2020年に船舶燃料の規制が強化されることを踏まえ、LNGバンカリング船の建造等、受入体制の整備支援が不可欠です。
- ・新たなクルーズ船受入施設となる新港9号岸壁の早期改修、横浜ベイブリッジを通過できない超大型客船の受入機能強化等に加え、訪日外国人旅行者の「おもてなし」への支援が必要です。
- ・山下ふ頭の再開発に伴う既存倉庫等の移転及び機能強化への支援や臨港幹線をはじめとする基盤施設等の整備が必要です。
- ・横浜港の賑わい創出に向けて、みなとみらい21地区20街区周辺のMICE施設の整備に伴う歩行者デッキ等の整備や重要文化財指定を受ける帆船日本丸の保存・活用への支援をお願いします。





下図：関東地方整備局 HP

圏央道を利用した広域集貨支援の提案



MICE施設と接続する歩行者デッキ

先進的な港湾施設の着実な整備推進



南本牧ふ頭に寄港した超大型コンテナ船
(18,000TEU 積)



新本牧ふ頭計画



自動車専用船で混み合う大黒ふ頭



客船寄港で賑わう
大さん橋国際客船ターミナル



再開発を推進する
山下ふ頭



総帆展帆（帆船日本丸）

横浜港の国際競争力強化

●横浜川崎国際港湾（株）への支援

現状・課題		提案
集貨	更なる集貨支援の充実 (補助対象が基幹航路の拡大策に限定され、且つ、集貨活動に対する国の補助適用が不可)	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹航路の維持やトランシップ貨物の誘致等、航路数・貨物量増加に向けた幅広い支援の適用 ・船舶・貨物集貨支援事業の補助率を1/2から2/3へ引上げ ・支援事業展開に伴う国内外ポートセールス活動・制度周知に対する支援の適用
競争力	特定港湾運営会社である横浜川崎国際港湾（株）のターミナルコスト競争力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・岸壁機能を最大限活用するため不可欠なガントリークレーン整備に係る補助（補助率7/10） ・無利子貸付金事業の国費割合の拡大 (国5:港湾管理者:5)

●横浜港への支援

現状・課題		提案
集貨	輸送コストの低減	
	地方港では外航航路への優遇措置が講じられており、戦略港湾施策との不整合が発生	<ul style="list-style-type: none"> ・地方港の優遇措置の是正
	海上輸送コスト低減に大型船舶に対する施策が有効	<ul style="list-style-type: none"> ・大型船寄港促進のための大型化に伴う新たな負担を軽減する措置
	内航フィーダーと外航フィーダーのコスト差	<ul style="list-style-type: none"> ・課税額（石油石炭税、船舶に対する固定資産税）に相当する費用への補助制度の創設
創貨	高速道路を活用した国際戦略港湾への更なる集貨	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜港を利用するコンテナ車の圏央道通行料金の低減することで、広域的な集貨支援を実現。 ・物流の効率化により、ドライバー不足も緩和。
	ロジスティクスの強化	
	既存物流施設の高機能化に多額の初期投資が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産に係る税制優遇措置（不動産取得税等） ・物流施設の高機能化への支援制度の創設
	臨港地区における物流施設の再編・高度化に対する共用部等への補助率：1/3	<ul style="list-style-type: none"> ・臨港地区外と同様に補助率を1/2に引上げ
競争力強化	ターミナル等の利便性向上に対する支援	
	ターミナル等の運営効率化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・Cs-Link（貨物情報共有・予約システム）の汎用性向上など、IT化の一層の推進 ・実質的なゲートオープン24時間化に資する取組への支援
	輸送コストの低減	
	国道357号整備完了までの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・港内輸送効率化支援制度の創設 ・高速利用料金低減
	国際競争力の強化	
	国直轄事業における国費負担率7/10の対象施設が係留施設で水深16m以上かつ耐震強化に限定	<ul style="list-style-type: none"> ・国費負担率の引き上げ及び対象施設を臨港道路、荷捌き地等へ拡大
	LNGバンカリング体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・LNGバンカリング船の建造支援

提案の担当／港湾局政策調整部政策調整課長

菅谷 良一 Tel 045-671-2702

港湾局港湾物流部物流企画課長 斎藤 慎太郎 Tel 045-671-2714

港湾局港湾物流部物流運営課長 岩上 教行 Tel 045-671-2919

港湾局港湾物流部物流運営課担当課長 永田 実 Tel 045-671-2873

港湾局山下ふ頭再開発調整室山下ふ頭再開発調整課長 本城 泰之 Tel 045-671-7312

港湾局みなと賑わい振興部賑わい振興課長 有路 益義 Tel 045-671-2874

都市整備局都心再生部みなとみらい21推進課長 白井 正和 Tel 045-671-3501

提案・要望事項 府省別一覧

内閣官房

- ・国際開発金融機関の活用による海外インフラビジネスの一層の推進 p1
- ・第7回アフリカ開発会議の横浜開催 p3
- ・大規模災害対応の推進 p5
- ・ラグビーワールドカップ2019™の競技開催への支援 p19

内閣府

- ・大規模災害対応の推進 p5
- ・女性活躍の取組の推進 p7
- ・地方分権改革の推進 p9
- ・「特別自治市」の早期実現 p11
- ・市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p13
- ・待機児童対策の更なる推進 p15
- ・消費者行政の強化充実 p17
- ・国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進 p27

総務省

- ・地方分権改革の推進 p9
- ・「特別自治市」の早期実現 p11
- ・ラグビーワールドカップ2019™の競技開催への支援 p19

法務省

- ・アジアにおけるM I C E 分野の国際競争力強化 p57

外務省

- ・国際開発金融機関の活用による海外インフラビジネスの一層の推進 p1
- ・第7回アフリカ開発会議の横浜開催 p3
- ・市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p13

財務省

- ・国際開発金融機関の活用による海外インフラビジネスの一層の推進 p1
- ・市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p13
- ・緑の総量の維持・向上に向けた一層の制度拡充 p59

文部科学省

- ・大規模災害対応の推進 p5
- ・地方分権改革の推進 p9
- ・待機児童対策の更なる推進 p15
- ・ラグビーワールドカップ2019™の競技開催への支援 p19
- ・小学校の児童支援を専任する教員の定数化 p21
- ・地域で外国人材が活躍するための支援 p23
- ・国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進 p27
- ・公共施設の老朽化対策の推進 p51
- ・横浜港の国際競争力強化及びクルーズ拠点形成等に向けた重点的な施策展開 p71

文化庁

- ・地域で外国人材が活躍するための支援 p23

厚生労働省

- ・地方分権改革の推進 p9
- ・待機児童対策の更なる推進 p15
- ・国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進 p27
- ・放課後児童健全育成事業の充実 p29
- ・生活保護の適正化の推進 p31
- ・子どもの医療費助成の充実に向けた環境整備 p33
- ・障害児者相談支援に係る制度の充実 p35
- ・国民健康保険に係る国庫負担金減額調整措置の見直し p37
- ・特別養護老人ホーム待機者解消に向けた取組の推進 p39
- ・地域包括ケアシステム構築に向けた介護人材確保の取組の推進 p41
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療提供体制の整備と充実 p43
- ・2025年面向けた医療機能の確保 p45

農林水産省

- ・旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の招致検討への協力 p61

経済産業省

- ・国際開発金融機関の活用による海外インフラビジネスの一層の推進 p1
- ・廃棄物発電での余剰電力売却に係る制度の充実 p47

国土交通省

- ・国際開発金融機関の活用による海外インフラビジネスの一層の推進 p1
- ・地方分権改革の推進 p9
- ・市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p13
- ・ラグビーワールドカップ2019™の競技開催への支援 p19
- ・超小型モビリティの実用化及びワンウェイ型カーシェアリングの規制緩和の推進 p49
- ・公共施設の老朽化対策の推進 p51
- ・国及び国の関係機関の公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大 p55
- ・アジアにおけるM I C E 分野の国際競争力強化 p57
- ・緑の総量の維持・向上に向けた一層の制度拡充 p59
- ・旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の招致検討への協力 p61
- ・国際競争力及び防災力の強化に向けた幹線道路整備等の推進 p63
- ・道路施設の老朽化・地震対策、交通安全対策及び踏切安全対策の推進 p65
- ・鉄道整備事業の推進 p67
- ・横浜港の国際競争力強化及びクルーズ拠点形成等に向けた重点的な施策展開 p71

環境省

- ・国際開発金融機関の活用による海外インフラビジネスの一層の推進 p1
- ・公共施設の老朽化対策の推進 p51

防衛省

- ・市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p13

横浜市 政策局 大都市制度推進室 大都市制度推進課
〒231-0017 横浜市中区港町1－1
TEL : 045-671-2951 Fax : 045-663-6561

この提案・要望書は以下のサイトでご覧になれます。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/daitoshi/teian/>